

〔翻刻〕守屋家資料「御用日記」(嘉永六年一月)

畑中康博*・阿部晃三**・池田史郎**・岡村時雄**・小野栄仁**・
地主泰子**・藤田誠治**・山口弘靖**・湯川 京**・佐々木彦一郎**

1 解題

(1) 翻刻の経緯

平成二十六年度、本館において「秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティア」が発足した。このボランティアでは、収蔵資料である守屋家資料の未整理古文書の整理作業を行っている。

守屋家は、大友家と共に出羽国平鹿郡八沢木村(現横手市大森町八沢木)の波宇志別神社の別当を秋田藩から任じられた家である。守屋家資料は、昭和五十年(一九七五)に秋田県立博物館が開館した時以来の収蔵資料であるが、未整理資料が少なく見積もって二千点以上ある。「古文書整理ボランティア」は、この守屋家未整理資料の目録化に取り組んでいるが、作業の過程で、嘉永六年(一八五三)一月四日に起きた守屋家屋敷の火災について、理解を深める必要があると感じるに至った。というのは『大森町郷土史』をはじめ、波宇志別神社神楽殿近くにある焼死者が埋葬された「百人塚」の看板案内に至るまで、守屋家は火災の責を負わされ、岩館に追放となり、以後波宇志別神社は大友家が祭祀を掌るに至ったと説明されているからである。

別稿に記したが、資料を整理する中で、慶応二年(一八六六)に守屋造酒進が家老小野岡右衛門と交流することを窺わせる書状が出てきたり、明治二年(一八六九)に守屋造酒進が秋田藩士に取り立てられ

る資料が出てきた。藩境に追放された守屋家の人物が、なぜ家老と交流し、なぜ武士に取り立てられたのか。通説を覆す古文書の内容を理解するには、守屋家の命運を決定づけた嘉永六年の火災について書かれた「御用日記」を読み込むことから始めなければならないと考え、整理作業と並行して翻刻に取り組んだ。従って、本稿は今年度発足した「秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティア」の活動の成果といえる。

(2) 「御用日記」について

守屋家資料「御用日記」(秋田県立博物館資料番号 3575046)は、竪二四八ミリ×横一七四ミリ、二ツ目綴、九十二丁、嘉永六年一月一日から一月晦日までの日記である。書き手は波宇志別神社別当の守屋左源司である。この日記には、守屋家屋敷の火災と、その後の処置が詳細に記されている。この続きは「御用日記」(秋田県立博物館資料番号 3575046)で、二月五日から三月二十八日まで、内容的には守屋左源司追放処分が詳細に記されている。

守屋家資料には、嘉永五年(一八五二)から明治十五年(一八八二)までの日記があるが、竪帳の日記はこの二冊を含む数点のみで、他は概ね竪一二三ミリ×横一六八ミリの横半半の形状である。日記の書き手は、火災を期に守屋家当主の座を追われた左源司と、その後に当主となった造酒進であるが、二人とも横半半の日記をつけることを常と

*秋田県立博物館 **秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティア ***博物館教室 古文書大講堂 受講者

している。

今回翻刻した、嘉永六年一月一日から晦日までの「御用日記」と、これに続く二月五日から三月二十八日までの「御用日記」は、横半半の日記に比べて、字体が丁寧である。また内容を読むと、明らかに後日書き足した部分があったかその日の出来事のように整然と書かれている。ここから、筆者は竖帳の「御用日記」二冊は、守屋左源司が子孫に火災の様子と自身の追放の事績を伝えるために、横半半の日記を書き直したものであるという印象を持つに至った。

(3) 火災について

ここで嘉永六年一月の守屋家屋敷火災について、従来どのようなようにいわれているのかを確認することにしよう。

この事件について最も詳しく書かれているのは『大森町郷土史』である。少し長いが引用する¹⁾。

昭和五十年の夏、六郷のある寺からこの火災の記録が発見され、友人からその写しの提供を受けることを得たので、ここに紹介する。この記録は、守屋左源司宅で焼死した板井田の人の家は、この寺の檀家であった因縁で、(あまりにも痛ましい状況であったので)書き残したとのことである。

記録の概要

嘉永六年正月四日死亡

板井田 清八 総領 十八才

同村 九右衛門 当代 三十才

同村 七十郎 総領 三十七才

同村 七兵衛 総領 十八才

右四人同日に死去した訳を記す

平鹿郡八沢木村保呂羽山に、五日堂といつて年々正月四日晚より

五日に至り祭礼があった。この道者(参詣人)は三日の晩は、神主大友、守屋両家へ泊って酒盛をし、四日は保呂羽山に雪穴を掘って籠り、五日朝神社へ梵天を奉納するという習わしであった。

その年の三日の晩、守屋方に止宿した道者およそ七〇〇人、持参の梵天一〇〇本余、四日早朝鶏鳴のころ、登山に出発せんとする矢先、山田村から持参の燈真の梵天へローソクの火が移り(伝うる所によれば、折しも泊り合せていた相撲取りの人が梵天を庭にたたきつけて、一旦火を消し、また立てたところ、再び燃えだしたという)たちまち大火となつてしまった。

それつ火事だと皆々うろたえ、我先に逃げようとあせつたが、四方は雪囲いで出口はなく、小さなくぐり戸へ殺到したため、人に人が重なり、足を焼き、手を焼き、頭髪を焼かれたまま、火の中に倒れる者、ようやくこぎ分けて逃げ出す者も、そのまま家へ帰つた者もあつたが、歩くに歩けず、近所の家にたどりついて、迎えを受けて帰る者あり、中には五日、七日と苦しみを訴えながら死んでゆく者もあつた。

守屋家の火災は、惨状目もあてられないものであつた。浅舞の御役屋からは久保田藩庁へ急報があり、藩の検使は早々八沢木へ来て見分を始めた。

村人は夜も寝ずの番を命ぜられた中で、焼死者の親、兄弟、親族など千余人、我が子、我が夫の名を呼び、泣き叫びながら遺体を探し回るさま、この世のものとは思われなかつたという。

死骸は一人一人役人が立会い、衣類の焼け残りなど、わずかでも目印となる物があれば引き取らせ、どうしても死体のわからないものは、骨を少々拾つて帰つた。

死骸の引取期限は、正月十七日であつたので、その後に全く性別もわからない死体五十余人、死骨五、六俵は、繫村の山際に、一丈(三メートル)四方の穴を掘つて埋葬した。その後七回忌に石塔を建ててこれを供養したのが、百人塚である。

この火災の罪によって、守屋家は別当職と禄高を召し上げられ、岩館追放となったが、世間の人はこれを「神のたたり」と評判しあつた。

それというのは、実は左源司の継母は、薄井村楠彦一郎方から来た人であつたが、病氣のため実家で養生していた所、十二月二十八日に死亡した。死骸は籠で守屋方へ届けられた。神事に穢れがあるので、祭事は大友家に一任すべきなのに、利欲に目がくらみ、死骸を別家へかくして、神事を行おうとした為、神罰テキ面、この惨事となつたというのである。それにしても、泊まり合せた参詣人こそ災難であつた。

板井田村の若者四人の内、三人の死体は見つけ出して、正月二十三日、六郷町専竜寺の専寿和尚（六六歳）が、板井田に行つて引導を済ませたが、今一人七十郎総領の死体は見つからなかつたので、死骨少々持ち帰つて涙の葬式を済ませたのである。

以上は、このたび発見された記録のあらましである。

右の記述は、六郷のある寺にあつた記録を口語体にしたものである。ここで確認したい第一は、守屋家の火災は、参詣者が持ち込んだ梵天に火が燃え移つたことで起きたことである。続いて第二は、この資料を記述した人物は、火災は前年末に守屋左源司の継母が死亡したにも関わらず、神事を行おうとした神罰の結果であり、それがために守屋左源司は、別当職と禄高を召し上げられ、岩館追放となつたと捉えている点である。そして、第三は火災の後始末に秋田藩が介在していることである。

では、藩庁において守屋家の火災がどのように認識されたのかを確かめよう。秋田県公文書館が翻刻刊行した『宇都宮孟綱日記』を見てみよう。

守屋家火災について記述されている最初は、嘉永六年一月六日条である。

一昼頃役前梅津定之丞・石井定之進相揃申聞候は、当月四日曉保呂羽山神主守屋左源治居宅焼失致候処、夥敷怪我人有之候二付、御用初以前二候得共、一通申上候。右二付左源治遠慮申立候趣故、申立之通遠慮申渡候。七百余人止宿致候内、員数不相知候得とも、百人余怪我人有之趣申聞候。其外 御判物を始、古書付・諸道具無残焼失致趣二候。相聞得候処は、左源治養母十二月廿八日二死去致し、自分にて外之家ヲ借レ居候得共、家之穢有ヲ参詣之者止宿致候故、自然神慮之程恐入候次第二有之候。誠二前代未聞之珍事二有之候。

一月四日未明の火災は、早くも六日の家老宇都宮孟綱の日記に記されている。また、この時点で守屋左源司が遠慮を願ひ出ていることや、宇都宮孟綱が火災は左源司養母の死去にも関わらず、参詣者を止宿させた神罰であることを記しているのも注目し得る。

続いて、宇都宮の日記、嘉永六年一月十日条を見てみよう。

一役前申聞候、大御番高久立助儀、当正月二日保呂羽山へ参詣、守屋左源治宅へ止宿致候処、居宅焼失致候。御暇をも不申立、且当人焼死致候二も可有之、一円相見得不申二付恐入遠慮申立候故、申立之通遠慮申渡候。

ここには、秋田藩士で大御番の高久立助が、暇の申請を出さずに保呂羽山へ参詣し、火災に巻き込まれたことが記されている。焼死者の中に、無断で城下を出た秋田藩士が入っていたのである。

宇都宮が被害者数を掌握したのは、一月十六日のことで、この日の日記に「役前申聞候、守屋左源治居宅焼失二付、高久健治御使形申聞候。焼死人百七人、怪我人三十人余」とある。

火災を出した守屋左源司の処分が最初に記されているのは、一月二十六日条である。

網かけの欄は守屋左源司に宛てられた書状類

着信日	点数	内容	No.
1月5日	3通	〈文面あり〉火災の状況・焼失品の報告、神事執行の伺い。	1
1月5日	2通	〈文面あり〉母の病死・火災の報告。	2
1月4日		火災の報告。	3
1月4日		火災の報告。	4
1月4日		火災の報告。	5
1月4日		火災の報告。	6
1月5日		諸事内談。	7
1月5日		No.7の返答。焼死人を調べ報告せよ。	8
	4通	〈文面あり〉火災・焼死者・神事は菊地正親が執行する。叔父焼死につき23日まで忌中の報告。	9
1月6日早朝		関岩尾は御暇の処分を免れることはできないので、早々に帰るように。	10
	1通	〈文面あり〉老母様病死と居宅火災の旨承知。	11
1月6日		1月8日執行予定の神事は、弥勒堂の屋根に不浄の煙がかかったにもかかわらず執り行うのか。品々小言・悪口あり。	12
1月6日暮六つ時		〈文面あり〉寺社奉行からの指示は1月6日昼過ぎになる見通し。	13
		(文面あり)寺社奉行所より指示あり。焼死者人数の報告を求む。郡方より検使派遣。焼け跡の片付けは検使の後に行うこと。	14
1月7日朝五つ時	1通	〈文面あり〉守屋左源司申し立ての「遠慮」を認める。検使を郡方より派遣する。神事は名代を以て執り行うこと。但し諸事祈願は左源司が行うこと。焼け跡の片付けは、検使による検分終了後に行うこと。斎藤伊予と佐々木主税を「遠慮」処分にする。	15
1月7日	1通	〈文面あり〉1月8日未明に神事を執行する旨を報告。	16
1月7日	1通	〈文面あり〉No.16の返書。神事執行については、久保田にいる大友建吉へ報告したので、建吉からの指示を待て。	17
1月7日	1通	〈文面あり〉No.17の返書。大友建吉へは当方より報告した際、神事は名代で行うよう指示されているので承知されたい。	18
1月7日	1通	〈文面あり〉No.18の返書。神楽殿へ煙や灰がかかっている状況では承知できない。	19
1月7日	1通	〈文面あり〉No.19の返書。1月8日の神事は予定通りに執行する。	20
	6通	(1) 〈文面あり〉平野数馬を差出人とする神事執行の報告。 (2) 〈文面あり〉平野数馬・根本儀助を差出人とする焼失品の報告。 (3) 〈文面あり〉平野数馬・根本儀助を差出人とする焼死者の遺族への引き渡しに関する伺い。 (4) 〈文面あり〉佐々木主税(差出)大友建吉宛て、本宅留守居の責任を全うできなかったことに対する謝罪。 (5) 〈文面あり〉平野数馬・根本儀助(差出)大川六郎右衛門・笹嶋左仲・八代良太・小川文四郎宛て守屋左源司遠慮願ひ。 (6) 〈文面あり〉守屋左源司(差出)大友建吉宛て大友所蔵の牛王札一枚拝借願ひ。	21

〈表1〉「御用日記」に見る通信の状況

白い欄は守屋左源司発の書状類

日記の日付	No.	発信人	発信日	通信手段		宛先
1月4日	1	守屋左源司	1月4日	飛脚：佐々木主税・六兵衛	→	平野数馬
	2				→	大友建吉(久保田)
	3	守屋左源司	1月4日	書付	→	大友在所(八沢木)
	4	守屋左源司	1月4日	使者：郷人新八	→	高久健蔵(郡方出役)
	5	守屋左源司	1月4日		→	村方
	6	守屋左源司	1月4日		→	大友下枝
1月5日	7	守屋左源司	1月5日	使者：関岩尾	→	高久健蔵(郡方出役)
	8	高久健蔵 (郡方出役)	1月5日	使者：関岩尾	→	守屋左源司
	9	守屋左源司	1月5日	飛脚：寺内村五右衛門・多郎作	→	実家(平野数馬)
1月6日	10	平野数馬	1月5日	飛脚：役屋守第助	→	守屋左源司
	11	大友建吉(久保田)				
	12	大友下枝	1月6日	本人、佐々木主税宅へ来宅	→	楠慶四郎 (守屋左源司親類)
	13	平野数馬	1月5日 夜四つ半	飛脚：佐々木主税・六兵衛 (No.1・2の戻り)	→	守屋左源司
1月7日	14	平野数馬	1月6日 昼八つ時	飛脚：菊松	→	守屋左源司
	15	寺社奉行所			→	守屋左源司
	16	守屋左源司	1月7日	書付	→	大友在所(八沢木)
	17	大友在所 (八沢木)	1月7日	書付	→	守屋左源司
	18	守屋左源司	1月7日	書付	→	大友在所 (八沢木)
	19	大友在所 (八沢木)	1月7日	書付	→	守屋左源司
	20	守屋左源司	1月7日	書付	→	大友在所(八沢木)
1月8日	21	守屋左源司	1月8日 昼	飛脚：貞吉・菊松(No.14・15の戻り)	→	平野数馬

着信日	点数	内容	No.
1月9日早朝	1通	〈文面あり〉No9の返書。5日付けの書状を、8日朝、副役石井定之進・小川文四郎へ提出。その際、神事は菊地正親を以て執行する旨、焼死者の報告は小川文四郎が預かり置くことなどの話あり。	22
1月10日	1通	〈文面あり〉佐々木主税は守屋左源司本宅留守居として火災の責任を取らなければならないが、未だ沙汰がないことを承知している。	23
1月10日	3通	(1) 〈文面あり〉火災の状況を細かく報告。横手給人鈴木惣左衛門下人三蔵が焼死した可能性が大きい。 (2) 〈文面あり〉焼失品一覧。 (3) 〈文面あり〉妹忌中(12月に死亡した守屋左源司母)につき、嫡孫直吉の名前にしなければならないが、局住みにつき私・楠彦一郎の名で差し出すよう指示されたことを承知した。	24
1月10日	口頭	検使の人足は、郡方から村方へ命じて欲しい	25
1月10日	口頭	No25の伺い返答。村方へ18人を命じる。外小友村より手伝人足20人を手配した。	26
1月10日	口頭	死骸・鎗刀類・金銭等、今の段階では引き取らせてはいけない。これまでの通り、昼夜問わず番人をつけるように。 今晚、同役の橋本常吉が廻在御用として来るので、明早朝来るように。	27
1月10日晚	1通	大友下枝の申し入れに難儀している旨承知。 残った遺体の取扱いについて、小川文四郎へ提出した。	28
1月11日		出火の始末を報告。	29
1月11日昼	口頭	遺体を除き、焼失金銭・鎗・刀の引き取りは守屋左源司が行ってよらしい。	30
1月11日	口頭	怪我人の報告を求む。	31
1月11日早朝	1通	〈文面あり〉No21の諸文書を小川文四郎殿へ提出。小川より、引き取り手のない遺体は守屋左源司が片付けてよらしいと指示あり。	32
	1通	〈文面あり〉No21 (4)の返書。守屋の朱判焼失につき、この度は大友の朱判を使用するしかいことを承知。	33
	1通	佐々木主税宛て。火災の責任をとって遠慮すべきとの勧告。	34
1月11日	1通	〈文面あり〉横手給人鈴木惣左衛門下人十内三男の三蔵は焼死したようであるが、焼死者数百人がうち重なり発見できない。	35
	10通	(1) 〈文面あり〉高久健蔵の検使終了。 (2) 〈文面あり〉平野数馬を差出人とする文書、検使終了を報告。 (3) 〈文面あり〉平野数馬を差出人とする文書、高久健蔵よりの指示を報告。 (4) 〈文面あり〉平野数馬を差出人とする文書、御祭事の不浄留の表札の設置についての伺い。 (5) 〈文面あり〉平野数馬を差出人とする文書、鈴木惣左衛門下人焼死につき。 (6) 〈文面あり〉三浦正親宛て神宮寺村齋藤伊豆書状、嫡子齋藤伊予焼死につき報告。 (7) 〈文面あり〉三浦正親宛て神宮寺村齋藤伊豆書状、死骸取り片付けにつき伺い。 (8) 〈文面あり〉三浦正親宛て南橋岡村加藤門弥親類喜之助・久五郎書状、親類嘉藤門弥焼死につき報告。 (9) 〈文面あり〉大友建吉宛て三浦正親書状、組下神主の齋藤伊豆・嘉藤門弥焼死につき死骸取り片付け開始の伺い。 (10) 〈文面あり〉大友建吉宛て三浦正親書状、守屋左源司遠慮の願い出でにつき、名前を記さないことの伺い。	36

日記の日付	No.	発信人	発信日	通信手段		宛先
1月9日	22	平野数馬	1月8日 昼九つ時	高久健蔵→ 佐々木主税・斎藤伊予	→	守屋左源司
1月10日	23	高久健蔵	1月10日	書状	→	佐々木主税
	24	楠彦一郎	1月10日	書状	→	高久健蔵(郡方出役)
	25	楠直吉・佐々木主税	1月10日	口頭	→	高久健蔵(郡方出役)
	26	高久健蔵	1月10日	口頭	→	楠直吉・佐々木主税
	27	高久健蔵	1月10日	口頭	→	守屋左源司親類
	28	平野数馬	1月9日 昼四つ時	飛脚：多郎作	→	守屋左源司
1月11日	29	楠直吉・佐々木主税	1月11日 早朝	口頭	→	高久健蔵(郡方出役)
	30	高久健蔵	1月11日	口頭	→	佐々木主税
	31	高久健蔵	1月11日	口頭	→	佐々木主税・甚之丞・ 市兵衛
	32	平野数馬	1月10日	飛脚：貞吉	→	守屋左源司
	33	大友建吉				
	34	大友建吉				佐々木主税
	35	鈴木惣左衛門	1月11日	使者：浅利源吾(鈴木惣 左衛門親類)	→	守屋左源司
	36	守屋左源司	1月11日 夜	飛脚：下人金蔵、久府役 屋守第助(戻り)	→	平野数馬

着信日	点数	内容	No.
1月12日	1通	出頭するように。	37
1月12日	1通	怪我人の報告を求む。	38
1月12日	1通	〈文面あり〉怪我人の調査は、検使としての命令なのか、郡方としての命令なのかを伺いたいということだったが、検使としての命令である。	39
1月12日	1通	〈文面あり〉焼け跡の番人が不足。村方に加勢を命じてほしい。	40
1月13日		焼失品のうち、御神器・奉納品を書き分けて提出するように。	41
1月13日		身元不明焼死者の埋葬と供養を願う。(依頼文の書式あり)	42
	1通	〈文面あり〉御守札は大友建吉が献上する。斎藤伊豆は遠慮に及ばずとの沙汰あり他。	43
1月20日夜九つ時	4通	八沢木に来た平野数馬に托す書状。(いずれも文面あり) (1)平野数馬を差出人とする文書、守屋左源司遠慮願ひ。 (2)平野数馬を差出人とする文書、灯笼2つ、畳み残らず焼失。 (3)平野数馬を差出人とする文書、保呂羽山御神輿御飾道具書き上げ。 (4)平野数馬を差出人とする文書、弥勒堂御宮殿焼失の畳は、8畳(長さ9尺)と14畳(長さ6尺)。 これらは、平野数馬が久保田に戻った後、藩庁へ届け出る。	44
1月23日	2通	(1) 〈文面あり〉焼失品書き上げ・怪我人書き上げは、大川六郎右衛門殿へ提出。 (2) 〈文面あり〉祭事に忌中にも関わらず参詣人に宿を貸す前例はあるか書き出すように。御神領高・御判紙を写して提出するように。	45
		〈文面あり〉No45の返書。平野数馬を差出人とする書状、不浄之節は本宅に参詣人を泊める前例はない。	46
1月27日早朝	1通	〈文面あり〉26日御雑用所より催促。焼失した守屋家御神器の詳細を報告せよと指示される。かねて縁談のあった養子孝吉について、大山鉄之助親類の大越頼母へ相談したところ、3月頃に引っ越しの予定を聞く。関岩尾の御役訴訟を申し立てたところ認められた。	47
		養子孝吉の件で兄に申し入れ。	48
1月晦日		〈文面あり〉No48の返書。焼失の御神器の詳細を藩庁へ報告する件につき。養子孝吉の件、委曲承知。阿曾村源蔵へ内談し3月初めに引っ越しの手筈とする。大友建吉の讒訴、東家へも。	49

日記の日付	No.	発信人	発信日	通信手段		宛先
1月12日	37	高久健蔵	1月12日	御用状	→	佐々木主税
	38	高久健蔵	1月12日	口頭	→	佐々木主税
	39	高久健蔵	1月12日	書状	→	守屋左源司親類
	40	楠彦一郎	1月12日	書状	→	高久健蔵
1月13日	41	高久健蔵	1月13日	口頭	→	親類
	42	守屋左源司	1月13日		→	曹溪寺
1月14日	43	守屋左源司	1月14日	飛脚	→	平野数馬
1月18日	44	守屋左源司	1月18日	飛脚	→	平野数馬
1月23日	45	平野数馬	1月21日	賃銭書状	→	守屋左源司
1月24日	46	守屋左源司	1月24日	飛脚：初五郎・源七	→	平野数馬
1月27日	47	平野数馬	1月26日 夕八つ時	飛脚：初五郎・源七	→	守屋左源司
1月28日	48	守屋左源司	1月28日	飛脚：下人金蔵	→	平野数馬
1月晦日	49	平野数馬		飛脚：下人金蔵	→	守屋左源司

一主水・学助申聞候、守屋左源治儀御咎形申会候所追放ニ被仰付、御相当と奉存候得共又無扱訳も有之候間、一等被宥置改易被仰付可然申会形申聞候。

右は先日罪状形申含候

ここから、藩庁において、守屋左源司への処分について、追放か改易かの論議が交わされたが、罪を減じられて改易の線で落ち着いたことがわかる。

宇都宮の日記には、改易という処分が追放となった経緯についても記されている。二月二十二日条に次のようにある。

一夕後御用状相達候。江戸表御安全之旨申来、奉恐悦候。

二月十三日亥刻江戸出足御飛脚、同廿二日巳下刻参着。

御用状七 通内式通自筆

自筆答

三国社神主社人大頭守屋左源治追放被仰付候事

但、御伺は改易ニ候得は、追放と被仰出、併両様之内評議

次第之事

大御番高久鉄蔵父立助焼死ニ付御奉公御暇

この時、秋田藩主佐竹義睦は江戸藩邸にいた。宇都宮孟綱は、守屋左源司の処分を江戸藩邸の藩主へ伺いを立て、二月十三日江戸発の書状に嚴罰の処分が記されていたのである。

守屋左源司への申渡しは三月四日で、この日の宇都宮の日記には「今日寺社奉行小貫佐渡催促、守屋左源治へ被仰渡候執達、御用番 被相渡候、中追放ニて岩館越也、右之趣も御用番被申含候」とある。

(4) 「御用日記」の特質

翻刻した「御用日記」を見ると、その日の出来事と守屋左源司がやりとりした書状の内容が記されている。(表1)は、守屋左源司がやりとりした相手と主な内容である。ここで最も注目すべきは、平野数馬の存在である。平野数馬は百四十六石の秋田藩士(久保田給人)で、左源司は数馬の弟に当たる。火災という不祥事に際し、寺社奉行と守屋左源司の仲介をなしたのが平野数馬である。一月二十七日に平野数馬から左源司に送られてきた書状に、大山鉄之助から孝吉という名の人物を養子として迎えることになると書かれている。この孝吉が、同年三月に守屋家当主となる造酒進である。

このように守屋家は、左源司・造酒進と二代続いて、秋田藩士の子弟が守屋家の当主になったのである。波宇志別神社別当の家に、守屋の分家や別家から人物が入るのではなく、なぜ秋田藩士の子弟が迎えられたのかという問題について、筆者は現時点ではその答えを見出していない。守屋家と共に波宇志別神社別当を勤めた大友家については、大友家のみで家督が継承されていることが報告されており、この点で対照をなしている。

守屋家屋敷の火災に伴い、左源司は藩から処分を受けるが、表を見ると、火災直後から郡方出役の高久健蔵が深く関与していることがわかる。

秋田藩庁が守屋左源司に対する指示は、平野数馬経由で伝わるルートと高久健蔵経由で伝わるルートがある。そして守屋左源司が藩からどのような指示を受けたのかを見ると、最初は焼死者、次に焼失品、続いて怪我人という段階を経ていることが確認することができる。藩は人的被害の掌握を最優先に行い、続いて何を焼失したのかを知らうとし、続いて怪我人という具合に報告を求めたのである。

守屋家屋敷の火災では、藩主から下賜される御青印を焼失するという重い処分を受けても致し方ない過失を犯す。それゆえ焼失品の報告

は、詳細に行わせている。しかし、藩庁が焼失品より先に焼死者の報告を求めたのは、百人を越える焼死者数の問題もさることながら、高久立助のように被害者の中に無断で城下を離れて守屋家の屋敷に宿泊し焼死した藩士がいたことを問題視したからだと考えられる。

(5) 翻刻のルール

翻刻に当たっては、常用漢字を用い、古体・異体・略体の文字、及び変体仮名は現行の字体に改めた。ただし常用漢字に無いものや、慣用的に用いられている俗字は、原史料の表記に従った箇所もある。また、接続詞の「并」は、そのままにした。

全文にわたり、原本にはない句読点・並列点を補った。文中の欠字はそのままとしたが、平出は欠字で表記した。

註

- (1) 『大森町郷土史』(大森町、昭和五十六年) 八九一頁
- (2) 渡部綱次郎『近世秋田の學問と文化―和學編―』(平成十一年)

九頁

2 全文翻刻

〔表紙〕

「

嘉永六年
御用日記
丑ノ正月

」

嘉永六丑年御用日記件々左之通致記録候。

正月元日

一 御宮御飾御供炊其外末社并宅之神前向御飾共、今宮弁蔵為相勤候。若水汲は弁蔵・桃吉兩人にて御宮宅神前向共相勤候。朝々御宮末社宅神前向共、神拜勤行佐々木主税を以為相勤候。委曲先規年中行事之通無滞相勤候。

右は手許事旧冬母致病死候二付、当御祭事執抱無扨年中家例二委曲家格法則形有之候故、門前良助宅え旧冬薄井楠より直々着致、忌掛之面々附添別宅罷有候。右二付御神事外御百姓共を始、年賀之規式は一円相止申候。

一 御神事ニ預候事故、不浄留之表札は先例之通上下え相立候。門松等は一円百姓末家并家内之佐々木主税・笹木早人・覚兵衛共相立不申候。惣て御神事外之儀は堅く相禁申候。

同二日

一 御宮并末社宅神前向共、元日之通無滞御飾、勤行共為相勤申候。委曲年中行事ニ有之候。

同三日

一 御宮并末社宅神前向共、先例之通年男喜助相勤候て、神前若年男相勤候二付、二日晚より旧例之通罷出泊初致候。

一 御宮御飾宅神前向共きりはき先例之通佐々木主税罷出、年中行事之通、御用紙大施半紙共相渡御飾為致候。

一 御山雪穴人足、先例之通、門前之者并上八沢木百姓共之内手伝申付、右人数之内、諸事吟味取締形主立候者耆人申付、早朝為差登申候。人別八十郎・萬助・鉄五郎・早人・太郎作・平助・彦四郎、其外上八沢木百姓共之内五六人登山致候。取締役鉄五郎え申付遣候。

一 郷方え先例之通三日晚勤番登山之砌、入用分歩夫并四日夜登山入用

歩夫共、例年より今年多人数不浄有之二付、乍迷惑三日晩八人・四日晩五人都合拾三人為相詰候様書附を以申遣候所、委曲承知之趣二有之候。

一同晩御宮にて御神事初二付、拙者名代神宮寺村齋藤伊豆・同姓伊予相頼、万端取締形共申付指置候二付、同人御神事へ出勤、神楽役主税・神子式人・妻・笛役早人出勤致候て御湯立とも無滞相済候。大友建吉旧冬より久保田詰合越年罷有候二付、名代宮川兵馬罷出候由二候。一同晩旧例之通大友建吉名代主税所へ罷出候て、夫より御宮へ出席致候。其節手元先祖え之供物米として、白米壺升持參相届候二付請取置候。且今年太鼓拙家より出前二付指置候。右之通御神事無滞相済申候。

一 例年之通参詣之者共諸村より罷出、止宿通夜罷有候。凡七百人も有之よし。奉納物も品々有之。梵天式拾本位も参候由。良助始世話方之者より注進有之候。

一 大曲村より祈願有之二付、大額御宮へ奉納仕度書載を以願出之趣、良助并伊予其外世話方より申聞二付、承届御宮へ直々奉納為致候。右書載別紙奉納物袋へ入置候。

同四日

一 未明御山勤番先登甚之丞・市之助外二奉納物取扱方清治・角間川村与兵衛、右四人え歩夫共同様登山致候。夫より一番手二勤番覚兵衛・市兵衛并政藏、支度致参詣之者とも出立二臨候刻、玄関口より紙梵天取出候節、ふと蠟燭之火より右紙梵天え火移り、色々多人数消二掛候由二候得共、彼是致候内、外之梵天えも火移り、大火と相成候由注進有之、終焼失致候。

右は手元事母之御死骸え附添、旧例之通御神事後葬祭相管候手配にて、八日朝御神事相済候得は、本宅え御遺骸移し、御入棺式等相管候心得にて罷有不浄二掛り候。末家之百姓六兵衛并五郎兵衛・南右衛門、其外由緒有之作兵衛杯毎夜不寝番申付罷有候所、前条

之通火難にて恐惑至極之至二候。表向は齋藤伊予并佐々木主税兩人取締之筋二候得共、内通り万端取締第一叔父良助其外親類関岩尾、旧冬母病死二付飛脚を以申遣為取寄本宅え指置、尚又高久立助も幸沼立村二罷有兼て懇意二付手伝二参呉候故、万端内事向岩尾兩人えも能々相頼置、三日夜中二も書面を以火之要心專一二致呉候様練々も申遣候所、委曲承知にて罷有候所、右之仕合にて言語二相絶、当惑千万二有之候。

一 右火難と聞より早く急き外え出見候所、屋根え火燃上り候得共、第一重き御判物等焼失仕候ては恐入候二付、早人家之前迄掛ケ出、御判紙取出申度、大音にてさかび候所、高橋日向母え附添罷有、当人早人家之方より参り拙者を取押ひ、曾て御出被成間敷趣無理／＼と被取押候。且母之方も氣遣ケ敷存、壺ト先つ立戻り居候所、関岩尾漸々通れ参候由にて御判物并無残焼失、何とも可申上様無之、命計り漸く無難にて通れ参候。高久立輔杯は何んと相成候も難計い趣故、叔父并手廻桃吉杯如何相成候哉承候所、是又如何相成候哉難計い趣当惑罷有候内、桃吉罷出親父并母姉共相見得不申よしにて涙き騒き参候。拙者始妻子共其歎き難尽筆紙候故、子孫之者能々身二引請披見致候ハ、感涙可致候。

一 追々家来覚兵衛并市兵衛・政藏三人罷出、私共御判紙箱え服懸ケ、納戸之戸押破り、書院之椽(ツ)川え向候所、一円火二相成り、手も足も不届、私共命も六ヶ敷(ツ)候故、銘々常居之椽川にて引わかれ遁出申候。覚兵衛水屋之窓を破り遁出候よし。市兵衛は湯殿之小窓より遁出候由。政藏は台所口より遁出候由。其外下人三人とも無難にて遁出候。下女式人之内、壺人は台所二階之窓より遁出候由。世倅下女は相見得不申候。

一 右焼失二付、只二当惑罷有候とて不済事故、久保田え飛脚之手配致、佐々木主税并六兵衛と兩人夜通にて相立候付、御訴書左之通。

口上

私儀、旧冬忌御届申上候通之仕合にて、薄井村楠彦一郎より母

死骸え附添、直々在所別宅え引取り附添罷有候二付、本宅え取
締佐々木主税・斎藤伊予兩人差置、昨三日名代伊予を以御神事
相勤候。然ル所今曉鶏鳴二及、例年之如く奉納之梵天玄関より
参詣之者取出候刻、蠟燭より火移り急ニ燃上り、別紙之通居室
并御判物・御奉納品・諸記録・家財諸道具迄無残焼失仕候段恐
入奉存候。且参詣六七百人之内数多怪我等焼死之人も相見得候
得共、数多之事故明白も不仕候。依之其向御檢使被成下度奉願
候。依て遠慮仕罷有申候。右之趣被仰上被下度奉存候。以上

正月四日

守屋左源司(花押)

右は印形可致候所、狼狽中印形も焼失仕候心得て花押認
遣候。追々印形有之候へ共、飛脚相立候後故夫形差置候。

覚

一 居宅無残焼失仕候。

一 御奉納之御品無残焼失仕候。

一 御判物并御用物無残焼失仕候。

一 古書附諸記録無残焼失仕候。

一 御神器無残焼失仕候。

一家財諸道具衣類共無残焼失仕候。

右之通ニ御座候。以上

正月四日

守屋左源司

覚

昨三日晚より八日朝迄御神事執抱如何可仕候哉。

一 焼失跡如何可仕候哉。

右之趣御申上候。以上

正月四日

守屋左源司

但シ右御伺差出候砌、母葬祭旧例ニ依て御神事後迄差控
罷有候所、真斯之仕合ニ付、如何仕候て可宜哉之儀御伺
ケ条え認遣候所、大川六郎右衛門殿相談之上、右ケ条矢

張御神事後迄差控可然事にて、別段御伺迄も不及由ニ
て相除キ候趣、実兄数馬より追々申来候二付、御神事後
迄差控、十一日夜中穩便ニ葬式相営申候。

一 前ノ口上、御訴書え、本宅取締親類関岩尾并高久立助懇
意ニ付、右兩人相頼差置候趣ニ認遣候所、久保田親類共
相談之上、右兩人名前差出候ては、第一岩尾御暇拝領不
致罷出候付、不軽迷惑ニ相至候義有之ニ付、兩人名前相
除き、佐々木主税・斎藤伊予兩人名前を以、取締ニ申立
候由。五日出立飛脚長屋之第助、夜通しにて六日朝当着。
委曲実兄数馬より申来候。

一 岩尾事、御暇拝領不致罷出候二付、其向相難候筋有之ニ
付、早々罷帰候様申来候二付、急き此表六日夕出立、夜
通しにて罷帰候。幸高久立助在所より飛脚并親類共罷出
候由二候へ共、是亦御暇も拝領不仕罷越候二付、岩尾同
様直々久保田え罷帰候。高久氏同姓も参候二付、下人計
此許え指置候て、同姓罷帰候由相聞得候。

一同役大友建吉、旧冬より久府詰合罷有候二付、此度飛脚を以、書附
にて左之通為申知候。尚大友在所えも書附を以、為申知候事ニ候。

使口上

四日未明、居宅無残焼失仕候二付、遠慮相加ひ御届ケ申上候。

一 母事養生不相叶、旧冬廿八日夜、楠彦一郎方にて病死致候。右
両条為御知申上候。曖昧中一ト先ツ颯と申上候。以上

正月四日

守屋左源司

大友建吉様

使口上

去月廿八日夜、母事病死之所、御神事前故、為御知之儀斟酌致
罷有候所、今未明居宅焼失仕候二付、不得止事にて、右両条為
御知申上候。以上

正月四日

大友様

守屋より

一 郡方出役高久健蔵・差引役大越蔵人廻在之趣相聞候二付、郷人新八を以、右役人宿元迄火難之趣申届候。尚村方えも一ト通り為知申遣候。登山掛にて下向之上見分可罷越趣、役人衆挨拶二有之候由、新八罷帰申聞二候。夫より昼過二、高久健蔵・御足輕兩人外二、郡方見廻役橋本常吉・阿部小助も登山二有之由にて高久同様罷越、焼失跡見分致候由二候。右役人衆北之作兵衛所え止宿罷有候。尚横手給人石井蔵之助寺社方掛り産物方相勤居候由。同人も登山下向之砌、屋敷え罷越候由相聞得候。

一 例年之通、不淨留之表札相立置候所、橋端之表札追て吟味之次第有之哉も難計候故、預ヶ置候段、門前御百姓甚之丞え申含、右札同人え預ヶ置候由、甚之丞申聞二候。然は誰より被申合候哉取札候所、混雑中殊嚙味罷有候て失念仕候得共、髓二指引役大越蔵人手附御小人と承り候。乍去段々承候所、石井蔵之助と申御方二有之趣も聞得候へハ、居て不被申上趣二有之候故、能々吟味可致旨申含置候。

一 御山勤番共も皆引取下山致候二付、臨時不得止角間川村与兵衛并橋岡村清治兩人相頼差登せ申候。尚不案内之もの共故、関岩尾名前を以、大友下枝御山ニ罷有候二付、同人え手紙を以、諸事此度之一条二付狼狽罷有、且ツ勤番之もの共為差登候様も無之二付、臨時不案内之者為差登候間、何分此方之分共兼勤給候て、御指支無之様可然御頼之趣申遣候。

一 明未明登山勤行指掛差支二付、菊地正親名代相頼、当人宅にて始末致、北之作兵衛宅え立寄り、同所より供人兩人手配為差登候事二致置候。誠ニ狼狽中名代之手配并供人等迄旁夢中にて手配致候。

一 神楽役佐々木主税久保田え飛脚同様ニ罷越候二付、当人名代橋岡村大杉之伊藤筑前相頼取寄置候。

同五日

一 未明、名代菊地正親・神楽役名代伊藤筑前右兩人登山為致候。勤番二は清治・与兵衛兩人為指登申候得共、不案内之者故、大友下枝え関岩尾より之書状を以、諸事相頼遣候。御供物御神酒等は主税宅にて手配為差登献備仕候。無滞正親相勤下向致候。

一 高久健蔵え関岩尾罷越、段々諸事及内談二候所、焼死人大略取調、早々御届不申上候得は不相成趣、岩尾罷帰申聞二付、段々吟味致大略取調、飛脚寺内村五右衛門・多郎作兩人、夜中八ツ半頃出立為致、夜通しにて実家え差遣候二付、件々左之通り申遣候。

口上

私居宅此度焼失仕候二付、取急き則刻一ト通り御届申上候。然は段々吟味仕、焼死致候者大略取調候所、別紙之通ニ御座候間、其向御檢使被成下度奉願候。依之重畳恐入奉存候間、遠慮仕御訴申上候。右之趣、被仰上被下度奉存候。以上

正月五日

但、印形追々見当候二付、印形致遣候。尤先之申立遠慮相加ひ申上候得共、御沙汰無之二付、手許名前を以申立候事二有之候。

覚

私叔父良助并同人妾并娘、外二下女壻人

一 雇人之内、男壻人・女式人、外二世悻式人

一 神宮寺村社家齋藤伊豆・同姓伊予

右は私名代ニ罷出候て、三日夜御神事相勤候後焼死致候。

一 南橋岡村社家嘉藤門弥

右參詣ニ罷出止宿罷有候て、致焼死候由ニ御座候。

一 高久立助

右は參詣ニ罷出止宿罷有候て、致焼死候哉相見得不申候。

一 諸村御百姓共、六拾人位焼死致候と相見得候。

右之外焼死之者追々相知れ可申哉未夕駈と相分り不申候。大

略右之通ニ御座候。以上

正月五日

守屋左源司

一御神事名代を以無滞相勤候段、定式御届申立候ものにも無之候得共、此度格段之変事二付、臨時何事も御届申上候所存にて、此度飛脚を以、左之通御届ケ申立候。

覚

私名代并取締相頼差置候斎藤伊予横死仕候二付、当五日 御神事名代菊地正親を以相勤申候間、此段御届申上候。以上

正月五日

守屋左源司

覚

私叔父当四日横死仕候二付、同廿三日迄忘中御届ケ申上候。以上

正月

守屋左源司

一郡方出役人并大越藏人焼失跡え罷越候由二付、甚之丞并親類楠慶四郎を以、焼失跡未夕火も残候二付、人足共え水為掛候様、御足輕を以、嚴敷被仰付被下度趣相頼候所、早速承知にて、人足共え水為掛消申候。

一昼夜、焼失跡え番人付置不申候得は不相成候得共、手許人計にて中々行届不申候故、郷中より人足かれ請度趣も、郡方役人え内談二及候所、無余儀事二候故、御頼と有之候ハ、入用次第可為差出挨拶二付、其段肝煎郷人共え申入、人足請取、昼夜番人付置候。尚追々焼死之もの親族共罷越門前二止宿、御検使相済候迄控罷有候二付、右親族共之内よりも代るく申会を以、番人加勢為致候。
一差引役大越藏人手附御小人両三人同道にて、別宅まで態々罷越見舞呉候故面会致候所、入念悔申述罷帰栖岡え引移候。

同六日

一久府実家より飛脚御役屋守第助、昨五日出立、夜通しにて今早朝当着致候。右は関岩尾事、御暇不相済相難儀有之二付、早々罷帰候様申来候。尚岩尾親類片岡源太よりも右之趣書状を以、入念申来候

二付、急段始末致昼過出立罷帰候。

一大友建吉久府詰合にて罷有候二付、右飛脚第助え相托し、書面横折にて左之通申越候。

一筆致啓上候。然は御老母様御事御養生不被為叶、旧冬廿八日夜、御親類にて御病死。且当四日、御居宅御焼失之趣為御知にて承知驚入申候。嗚々御手廻様御愁傷之上、殊二御周章之儀、絶言語ニ御笑止千万可申上様無御座次第二奉存候。此間別て御障も無御座候哉御床敷奉存候。御自玉御居哀御取延専一之御儀ニ奉存候。乍末筆御手廻様えも可然様御鶴声被下度奉希候。右御弔申上度、早々奉略候。恐惶謹言。

正月五日

大友建吉(花押)

守屋左源司様

一大友下枝、主税宅え罷越、親類之内為差もの可差越申入二付、楠慶四郎指遣候所、明後八日御神事二候所、弥勒堂御屋根え不浄之烟り懸候筈二候得は、其俣御神事相勤候思召二候哉、御挨拶柄二寄、建吉方え申遣候上二、御神事相勤候外無之候故、左源司殿え御取合御挨拶承度趣、尚不浄留之札等相立不幸有之候所、門松等も相立旁不取合趣等品々、彼是申聞之趣共、慶四郎申聞二付、御神事之儀は、御伺申上候故、御沙汰次第是より御様子可申上。尤御宮え不浄之烟り懸り候も難計候故、御心付之通御清にて為致御神事相勤可申趣、并門松等之儀は、申サハ自分之祝ひ事故不幸二付、延引致全相立候義無之、御宮御社内二抱候分ハ別段之事故、御飾御規式例年之通二有之候。不浄留之表札之儀は、御神事二付、相立候もの故、是亦是迄之通相立候事二有之趣共、慶四郎を以申談候所、品々小言悪口申聞、両三度慶四郎、主税所迄往来致漸く引取、下枝罷帰候事二御座候。一暮六ツ時頃、久府より主税・六兵衛兩人、五日夜四ツ半頃出立。夜通しにて罷帰候二付、実兄数馬より内状要文左之通。

此度御届申立被御渡形、小川文四郎殿宅え根本儀助殿指遣候所、今晚四ツ時頃迄控居候得共、寺社奉行衆并其向え差出候所、廻々

御取合被成候儀も有之二付、今晚御沙汰相知れ不申候間、明六日未明宅へ書載可被指出文四郎殿指図にて罷帰候。依て未明同所へ可差出候故、明日昼過迄御沙汰ニ可相成候間、其節則飛脚を以、可申遣候云々申来候。

正月五日夜四ツ時過認、主税・六兵衛出立為致、夜通しにて相戻。

左源司様

数馬

同七日

一久府実兄より飛脚菊松六日昼八ツ時出立。夜通しにて今朝五ツ時分当着致候二付、実兄より内状要文并先日より御届御同等之被仰渡形共件々左之通申来候。

一今六日昼九ツ時小川文四郎殿より催促二付、我等直々罷越候所、御届并御伺共今未明二人え差出候。被仰渡形別紙にて被仰渡候間、右御書付直々其方え遣候間、御披見可被成候。

一取締社人兩人之分、遠慮可申立趣被仰渡候間、早々可為申立候。伊予義弥焼死之趣故、主税忝人より申立候間可然存候。

一御伺書ケ条之内、母葬祭旧例ニ依て御神事後迄指控居候処、真斯之仕合ニ付、如何仕候て可宜哉之儀、伺迄も無之、是迄之通相心得不苦事ニ有之趣、小川文四郎殿其向え指出候上、右ケ条相除き可差出由ニ付、相除き差出候。尤申迄も無之候へ共、穩便ニ可致由文四郎殿咄合ニ有之候間、御心付申上候。

一焼死之もの大略相分り候ハ、又々飛脚を以委曲其許より申参候わんと奉行御副役并其向にて待居候模様ニ内々承候故、早々焼死人取調、大数可申立候。其実は高久之事も有之二付、右之御模様と被考候云々。

正月六日昼八ツ時

左源司様

数馬

一被仰渡形手控、御書付にて左之通

覚

守屋左源司御届御承知申立之通遠慮被仰付候事。

一御検使郡方より被指遣候事。

一御神事名代を以可相勤事。

但シ諸祈願等被相頼候儀不相成候事。

一焼失跡取片付形之儀、御検使相濟候ハ、勝手ニ可取片付事。

但シ指入中故穩便ニ可致候。

一斎藤伊予・佐々木主税右兩人取締向被相頼罷有候所、不行届より大儀出来に至候。不念筋を以遠慮可為申立事。

但シ伊予御神事中左源司名代被相頼罷有、急段差代り候仁無之候ハ、日間も無之事故、御神事有否可申立事。

一右之通焼死人取調候様申来候二付、郷中へ申入、郷人作兵衛借受、尚市兵衛へ申付、親族之者共より承り合、段々諸村より申出ニ基き取調候様手配申付置候。

一佐々木主税遠慮申立并明八日御神事相勤候御届共、品々明日御神事相濟候上飛脚相立候手配致置候。

一明未明、御神事名代差掛り候事故、菊地正親へ申遣候所、承知ニ有之候。依て今夕より相招、御宮・御屋根廻り・御宮内とも御清メ為致候。且主税名代正親同姓左仲為相頼置候。

一明未明御神事相勤候二付、大友在所へ書附を以左之通申遣候所、往復形左ニ。

口上

明八日未明 御神事相勤候間、為御知申上候。以上

正月七日

守屋

大友様

口上

明八日 御神事御勤被成候二付、為御知ニ御座候得共、昨日御親類楠彦一郎殿へ御談申上候通にて建吉方へ申遣候間、孰れ之

義は同人より挨拶次第是より可申上候故、左ニ御承知可被成候。以上

正月七日

守屋様

大友

口上

明未明 御神事ニ付、建吉殿え被仰遣候ニ付、孰れ之儀は建吉殿より御挨拶次第可被仰下趣ニ候得共、此方にて御伺申上、名代を以相勤候様被仰渡候ニ付、弥御神事相勤候間左ニ御承知可被下候。仍て御名代被遣候様致度候。以上

正月七日

大友様

守屋

口上

明未明 御神事ニ付御伺被成候所、御名代を以相勤候様被仰渡候故、弥御神事御勤被成候ニ付、建吉名代差遣候様御入念被仰下候得共、昨日も楠彦一郎殿え御談致候通、神楽殿え煙灰懸候様相聞得候得は、其俣にて御神式相勤候義にては私一存致御挨拶も相成兼候ニ付、建吉方え申遣候故、是より可申上段申上候所、被仰渡之事故御勤可被成趣被仰下、左候へハ神楽殿御屋根・御掾通煙灰懸候ても其俣相勤不苦被仰渡ニ御座候得は、随分指上可申ニ相成候故、孰れ之儀被仰下度其上指上可申候。以上

正月七日

守屋様

大友

右は深更ニ及右之通申越候ニ付、神楽殿坏甚難得其意斯成狼狽中と相侮り申越候筈。依て直々是より態々左之通書付を以申遣、大友より之書付相返遣候。

口上

御清メ等之儀昨日楠慶四郎え御心付有之二付、今日其手配申付候事にて、全く其俣御神事相勤候と申上候儀ニも無之候所、彼是御取請被仰越相分り兼候。且ツ神楽殿と被仰越候儀は狼狽中

と御侮りにも可有之哉、是亦相分り兼候。何儀も此刻申上候場合ニも無之候得共、神楽殿と有之御書付にては難申請候間、御返し申上候。思召有之御名代不被指出候ハ、御勝手ニ可被成候。外ニ彼是被仰下候共御返事ニ及兼候。右旁御断申上候。以上

正月七日

大友様

守屋

右之通申遣候所、外ニ彼是不申来候。矇昧中右一条ニ付、夜中深更迄大旁煩致候。態々斯成仕合を附込ミ不当之申聞、難得其意急度申立柄も有之、追て其向え申立候。

一今七日旧例にて氏子共居宅え罷越、銘々牛王札押候て明未明御祈禱御規式有之候所、焼失ニ付牛王札板木焼失仕、臨時致方無之二付延引致候。

但シ板木有之候得は、臨時御宮内にて押候ても不苦候得共、本条之仕合にて無是非相止申候。

同八日

一未明御神事ニ付、名代菊地正親・神楽役主税・名代正親同姓左仲・早人并神子・主税妻出勤無滞旧例之通相勤候。大友建吉名代宮兵馬罷出候。当人主税宅え七日夜より罷越此方より指図次第御宮相詰候。先例ニ候へ共、此度在所より直々御宮え罷出候由ニ候。

但、去子年正月御神事之砌主税不浄有之二付、宿之儀大友より彼是旁煩有之、此砌初て在所より直々御宮え相詰候故、先例引違候ニ付、其後大友建吉え懸合ニ及置候得共、落着不致居候内、又候右之通ニ有之候。主税所にて不浄有之候得は、門前之御百姓共之内、大友家勝手之横え宿取罷有候儀は、先例利兵衛其外喜助と申もの家ニも罷有候事有之候。追々示談柄も可有之事ニ候故如斯認置候。先例記録焼亡致候ニ付、後日相難候儀も有之候ハ、御伺之上相居可申事ニ候。

一御神事ニ付、御供物を始諸事取始末之儀は主税家にて為相弁候。

一献上御被申并献備之品々、是迄之通委曲年中行事二有之通二候。
一献上御守札之儀は此表にて認候様無之且ツ牛王板木焼亡致候二付、旁指支二候故、委曲大友建吉え飛脚を以相頼遣候事二致候。

一御神事相済候二付、献上御守札一条同役大友建吉え申遣候。書状并御届御伺其外主税遠慮申立且大友下枝劣煩を申懸、此刻迷惑二付親類より役人中迄申立旁二付、飛脚貞吉并久府より参居候菊松と兩人、昼頃此許出立為致、実家え向夜通しにて指遣候。右申立件々左之通。

覚

当八日未明、於弥勒堂御宮殿二御神事相勤候二付、此度火難不淨之煙り火ほこり等掛候わんと奉存候二付、七日菊地正親を以、御宮殿御屋根共御清メ為致候て、八日未明御神事名代右同人を以相勤候。右は私親類守屋左源司遠慮罷有候二付、私より右之段御届ケ申上候。以上

正月

平野数馬

覚

私共親類守屋左源司、此度居宅焼失二付、御奉納之御品無残焼失仕候事二最初御届申上候得共、段々吟味仕候所、麻 御紋附御幕志張并 御紋附羽二重御戸張志張 御紋附御灯笼籠四ツ之内式ツ、右御品弥勒堂御宮内二有之、焼失不仕候処、其刻狼狽中疎漏之御届申上候二付、恐入当人より遠慮相加ひ御届可申上之処、遠慮被仰付罷有候間、私共より御届申上候。以上

正月

平野数馬

根本儀助

私共親類守屋左源司居宅、此度焼失仕候二付、跡取片付之儀御伺申上候処、御検使相済候ハ、勝手二可取片付趣被仰渡候。然は御届申上候通、焼死之者不少御座候得は、遠方之者も有之、殊二右死骸之儀は多分不明二付、親類共罷出候共引取兼候趣申出有之節は、右死骸如何仕候て宜鋪可有御座候哉、左源司遠慮罷有候二付、私共より御伺申上候。以上

正月

平野数馬
根本儀助

右御伺之外母病死二付、葬祭夜中差出可然哉、亦昼中穩便二差出可然哉、且叔父始家内之者焼死致候二付、御検使相済候上取片付形共式ヶ条御伺書認遣候所、御伺迄二も不及、差入中夜中穩便二可差出。尚家内焼死之者も御検使相済候ハ、夜中右同断相心得可申。尤行列等不相成候儀は御心得も可有之候得共御心付致候。右之趣大川六郎右衛門殿内談之上申遣候趣、実兄数馬より十日着飛脚二申来候。

口上

当三日より八日迄保呂羽山御祭事二御座候処、守屋左源司殿不淨有之二付、別宅二引移り本宅留主居取締之儀、斎藤伊予・私と兩人え被申付、万事無油断警固仕罷有候得共、参詣之者共玄関口より梵天取出候刻、蠟燭之火梵天え移り急二燃上り、左源司殿居宅無残焼失仕候二付、重き 御判物等も焼亡仕、且ツ数多焼死之者も有之、畢竟不行届より大儀出来仕候段不念之至り重畳恐入奉存候。仍之遠慮仕罷有候間、右之趣被仰上被下度奉存候。以上

正月四日

佐々木主税印

大友建吉殿

口上

私共親類守屋左源司儀、指入罷有且此刻狼狽中、其上病氣之由二御座候所、大友下枝左源司近所迄罷越、親類致催促彼是と劣煩筋申掛且書取二ても不当之申聞等二預り甚迷惑至極二付、此刻斟酌致候様下枝え被仰渡被成下度趣、私共より願申上呉候様願二御座候。尤如何成始末二有之哉も難計候得共、左源司前条

之仕合ニ御座候間、当人願之通被仰渡被下度内々御手内迄奉願候。右之趣左源司遠慮罷有候ニ付私共より奉願候。以上

正月

平野数馬
根本儀助

大川六郎右衛門殿

笹嶋左仲殿

八代良太殿

小川文四郎殿

以飛脚一筆致啓上候。然は小生事此度居宅焼失ニ付思慮申立候処、申立之通遠慮被仰付候間為御知申上候。

一今日未明御神事名代を以相勤候。右ニ付献上御守札之儀、此表

ニて認可申様無之候間、何卒奉書御求メ御認被成下度奉願候。

牛王板木も焼亡仕候間、何卒貴家之牛王荳枚拝借被仰付、右を

以此度相弁候様仕度奉願候。御巻修并御守之朱判は此度飛脚之

ものえ申付彫刻為致候て間ニ合可申候間、巻修御守共御認メ被

成下度伏て奉願候。小生儀も古今無比類不運之仕合言語ニ絶候

次第恐惑至極之場合、御賢察被下此度限り之御免当と思召何分

奉願候。

一佐々木主税より別紙之通申出候間上申候。小生名前付候て不宣

候ハ、別ニ認候様平野・関両家之内え御指図被成下為認直其向

可然奉願候。狼狽中代筆を以奉願上候。以上

正月八日

大友様

尚々御祓申計此度飛脚を以指上候。併献上不相成義ニ御座候

得は、御守札之始末も入不申候間、内々御役所え御取合之上

可然様奉願候。以上

則日

右は主税より思慮申立実家え遣候得共、実家より大友建吉え遣候様申遣候。且名前両家宛所ニて認遣候故、大友え書中ニ其段申遣

候事ニ候得共、建吉壹名ニて手許名前指入中故相除き候趣、追々実家数馬より申来候。

一献上御守札之儀、委曲大友建吉え申遣候通り飛脚貞吉え申合、朱

判入用ニ候ハ、彫刻為致候て大友え相頼候様申合遣候云々。

一高久健蔵昨七日夕出立罷帰候由ニ候所、大森村ニて止宿、直々今晚

引移り作兵衛所え止宿致候由。此度は御検使被仰付罷越候趣ニ相聞

得候。

同九日

一早朝高久健蔵より佐々木主税・斎藤伊予兩人え書状を以左ニ申来候

ニ付、直々返書主税より申遣候。

一当五日相立被遣候飛脚六日着ニて御届書七日朝小川文四郎殿え

指出候処、同日御評定所御用初二付、御当用御取扱無之由ニ付、

今八日朝御副役石井定之進殿宅え手許直々罷越内々承り候所、

幸小川文四郎殿も参居候ニ付、承り候所左ニ。

一叔父忌中御届并菊地正親を以御神事相勤候段、御届とも御承

知と被仰渡候。左ニ御心得可被成候。

一焼死人大略取調御届書は、明九日ニ可指出御副役差図ニて小

川文四郎殿預置候。是も差出候得は御承知と被仰渡候由内々

御副役咄ニ御座候得共、表向濟口は明九日ニ御沙汰可相成候。

一此度社人焼死致候者之親并子供も有之候ハ、其者共より遠慮

相加ひ寺社方え申立候哉、未夕不申立候ハ、早々為申立候

て可然内々文四郎殿手許限り咄合ニ有之候間御心付申遣候

云々。

正月八日昼九ツ時

左源司様

数馬

同十日

一高久健蔵より佐々木主税え書状を以左之通申来候。

昨晚之返書致披見候。然は左源司殿焼失二付、斎藤伊予焼死之様相見得候由、其元ニおゐてハ思慮申立候得共、未夕御沙汰無之趣旁致承知候。不苦候故、早々御越可被成候。以上

正月十日

高久健藏

佐々木主税殿

一高久健藏より右之通主税え申来候二付、同人則指遣候所、健藏被申聞候は、拙者儀此度守屋家焼失二付、御檢使被仰付罷越候。依て致焼失候家之行間・梁間之間数并御判物・宝物・其外御神器・家財諸道具とも具サ認候ニ、能は可相成丈ケ委しく可書出、且焼死之者も吟味相成丈ケ取調人別早々書出可申趣被申含候段主税罷帰申聞二候。

一前条之通御檢使より申越候二付、兼て焼死人并焼失品共大略取調居候故、委曲焼失品左之通り指出候。烧死人別之儀は別帳ニ有之通り二候。此度長文紙数故相略置候。尤親類より演説書指添主税并親類楠彦一郎嫡孫直吉と兩人を以高久え指出候左ニ。

演舌

私親類守屋左源司居宅此度焼失仕候始末、左之通ニ御座候。

一当三日より八日迄 保呂羽山恒例之 御神事二付、例年之通諸参詣之者共為神願之奉納物と号諸品宅元迄持参、三日夜六七百人通夜止宿罷有候て、同晩 御神事相濟候後鶏鳴ニ及参詣之者共出立登山之刻、右奉納諸品之内紙梵天参詣之者共急ぎ玄関口より取出候砌、蠟燭之火より右紙梵天え火移り、忽ち燃上り候て焼失仕候。

一左源司事旧冬出府跡にて母薄井村楠彦一郎方え参居り大病二付、久保田より夜通しにて罷帰り彦一郎方え直々致致母看病致候得共、廿八日夜病死仕候。然は年始 御大祭二付居宅穢候義不相成候二付、薄井村より在所別宅え直々引移り母死骸え忌服之者共同様附添、旧例ニ依て 御祭事過迄葬式指控罷有不淨無之清火之面々居宅え差置、且ツ斎藤伊予・佐々木主税兩人え万

端取締留主居警固形申付差置候所、伊予義は 御神事名代も申付置候二付、三日夜 御神事相勤候後出火にて焼死仕候。

一右焼失仕候品々別紙之通ニ御座候。追々思慮仕候ハ、別紙筆立之外ニも焼失品有之哉も難計御座候得共、只今心得罷有候品々申上候。

一焼死之者有之ニ付、段々吟味仕在所并親類共より申出ニ基き取調候処、委曲村方名前共別紙之通りニ御座候。尤入念吟味仕候得共、数多之焼死にて死骸不分明ニ御座候故、別紙人別之外焼死之者無之共、居て不被申上候。

一家之出入口之儀は玄関口・仲之口・台所口并二裏口式ケ所共、都合五ヶ所ニ御座候得共、為雪中之裏ノ口・仲ノ口共雪囲致、早速出入不自油(マツ)にて、玄関・台所両口のみ開置、番人附置候由ニ御座候。

一高久立助参詣ニ参居候由ニ候処、焼死致候もの哉、相見得不申候由ニ御座候。

一横手給人鈴木惣左衛門下人三藏参詣ニ参居候由ニ候所、焼死致候哉相見得不申二付、惣左衛門より其向え御届申上候趣を以、十一日同人親類浅利源吾を以申断ニ有之、初て承知仕候。

右之通り左源司より可申上候処当人遠慮罷有候二付、私より申上候。以上

正月

楠彦一郎

右は横手給人鈴木惣左衛門下人之儀は、十日御檢使相濟候後十一日ニ申断二付、別段書付を以高久健藏え申届候所高久立助筆立二準、筆置ニ認可指出趣指図二付、前条之通認差出候。久保田えは別筆にて御届申上候事ニ候。

覚

当四日未明出火にて焼失仕候品々、左之通りニ御座候。一居宅并立物豊共無残。

右は六尺三寸間にて行間拾六間・本屋梁間六間半・中門行間

三間半・梁間四間半。

一 御青印 壹枚

右は御神領高百五拾石年号只今居て不被申上候。

一 御青印 壹枚

右は御記録方より古書え被添置被下候。年号只今居て不被申上候。

一 御朱印 壹枚

右は御代知被下候砌、御金蔵より拝領仕候。年号只今居て不被申上候。

一 御黒印 壹枚

右は慶長年中 天英公様御黒印也。但御神領高諸役掟書様之もの二御座候。

一 御印証類 無残

右は寺社御奉行所より何々〜と申儀、只今居て不被申上候。

一 御証文類 無残

右は右同断。
右之外 御判物類有之哉も難計奉存候得共、只今居て不被申上候。

但、伯耆殿御賄御判紙壹枚・帯刀殿町送御判紙式枚共焼失不仕候。

一 御紋附御灯籠 式ツ

右は弥勒堂え御奉納四ツ之内式ツ焼失不仕候。

一 御神輿御飾道具 箱入にて無残

右は保呂羽山え御寄附之分。

但シ焼失品にて鈴鏡有之候。

一 御神太刀 壹本

右は政宗之銘有り。白鞘錦ノ袋入。
但シ焼品にて有之候。

一 御劔 壹振り

右は無銘にて箱入、但焼品にて有之候。

一 軍扇箱入 壹本

右は勝軍山え義経公奉納之品也。

一 短刀 壹本

右は右同山え奉納品白鞘入にて。

一 錦御戸張 壹張り

一 御神酒錫箱入 拾式対

一 瓶子箱入 式対

一 御神鏡 壹枚

右は勝軍山え奉納品

一 三峰箱入 拾壹組

一 八寸箱入 式拾七膳

一 灯籠 式ツ

一 幡并御戸張類 長持壹棹

一 御神器小間〜類 長持壹棹

一 牛王札板木 中箆筒壹棹

但、数大小取合三百余、慶長より新古共

一 御差紙 無残

一 御用物 無残

但、配下品々御用物共有之候得共、何々〜申儀居て不被申上候。

一 御檢地野帳新古数十冊 無残

一 係普并家記 無残

一 古書附 小長持壹棹

一 記録新古 長持式棹

右は嘉永四亥年迄之分

一 諸書附新古 大箆筒壹棹

- 一和漢書物取合 五箱
- 一書画卷子并掛物 長持壺棹
- 一掛硯 壺ツ
- 但、諸書附請留類入り
- 一帳面箱 壺ツ
- 但、帳面数々諸書附入り
- 一大小善惡取合 拾壺腰
- 一鍵 四筋
- 但、焼品にて四本有之候。
- 一挟箱 壺ツ
- 一両掛 壺ツ
- 一装束 式夕通り
- 一冠 式夕通り
- 一袴取合箱入り 拾式具
- 一衣類入 大箆筒五棹
- 一小道具入 小箆筒八ツ
- 一夜具善惡取合 式拾四人前
- 一膳器善惡取合 式百五拾人前
- 一瀬戸器類 無残
- 一鍋釜大小取合 六拾式ツ
- 一味噌桶大小取合 七ツ
- 但、拾俵押より三俵押迄
- 一酒桶大小取合 八ツ
- 但、七俵造より壺俵造迄
- 一漬物桶大小取合 三拾七
- 一火鉢取合 五拾七
- 一保銀 員数不相知
- 一耳白錢三拾式貫文 但呷入にて
- 一正錢有之候得共 員数相知不申候

右筆立之外焼失之分有之哉も難計御座候得共、差当り気憶罷有候分如斯二御座候。尤家財雜具之類筆立之外二も品々有之候得共、無残焼亡仕候儀相違無御座候。右は親類守屋左源司遠慮罷有候二付、私より申上候。以上

正月

楠彦一郎

一焼死人取調帳紙数にて此所え認置不申候へ共、御檢使え横帳にて差出候。後世不吉之帳面故記録貯置不申候。

一右書上帳御檢使え差出候二は、根元楠彦一郎并同姓慶四郎兩人共忌中二付、嫡孫直吉名前を以指出候所、御檢使より指図二付、彦一郎名前にて指出候。尤為後日之御檢使え彦一郎名前を以追々左之通申断置候。

演舌

私儀妹忌中二付嫡孫直吉名前を以申上候所、局住居名前にて不相成候故私名前を以申上候様御指図二付、私名前を以申上候間右二御承知被下度候。以上

正月十三日

楠彦一郎

高久健藏様

但、右書上ケ品々指図前後有之、幾度も認直し、十三日惣々相極り候二付、右演舌書も十三日申断置候事二候。寺社方えは御檢使相濟翌十一日飛脚相立遣候二付、右件々御届申上候処、追々御檢使より指図有之認直シ候二付、寺社方えも追々認直し遣候て先之分と引替置候様実兄数馬え相托遣候。

一御檢使高久健藏え親類楠直吉并主税兩人を以内々候候は、此度御檢使被勤候砌之入用人足共之儀は、手許家内之者斗りとも違ひ、御百姓共数多有之候得は、那方より村方え被仰含為差出被下候哉、又自分人のみにて手配可致哉之儀取合候所、自分人足を以可差出趣。尤行届不申分は何人にても村方え御頼被仰入候ハ、為差出可申趣共、健藏申聞二付、村方え直々申入拾八人借受候外二市兵衛え申付、外小友村より手伝人足式拾人手配致候。尚御檢使立会見分之砌死骸取

出旁手を掛ケ候ニは、親族之者共えも申含指出候様手配致候。

但シ六日方より弥々鎮火ニ相成候故、死骸え菰為掛ケ置候。

一御検使高久健蔵手附御足輕兩人并沼館村目明シ榮五郎、外ニ郷人附添、屋敷え罷出候ニ付、此方より親類立会候様申越候ニ付、楠直吉・小柳主税并佐々木主税、外ニ家来覚兵衛并甚之丞・市兵衛・政蔵指出立会為致候。

一御検使見分相済引取候刻親類共え被申含候は、死骸并鍔刀類其外金銭共未夕引取候事不相成候間、是迄之通昼夜番人付置候様ニと有之候。且親類其外家来共同道、宿元え今晚罷出候様健蔵申聞ニ有之由。依て親類共家来指添遣候所え、高久健蔵より今晚同役橋本常吉廻在御用有之ニ付、明早朝罷出候様ニと申越候ニ付、延引為致候。

右は橋本常吉横手詰合見廻役ニて此度大儀ニ付、健蔵と兩人立会御検使被仰付候所、常吉遅く罷越候ニ付、健蔵一人ニて御検使相勤候由内々郷人共より承申候。万事常吉と相談相決候様ニ相聞得候。

一同晚久府より飛脚多郎作昨九日四ツ半時出立。境村ニて一宿致罷越候由ニて着致候。且筆者ニ寿葉治部実家より相頼、飛脚同様罷越候ニ付、実兄数馬より書状要文左ニ。

一 大友家より彼是此節勞煩筋申聞候ニ付、迷惑之趣至極尤ニ有之候。依て委曲取次役中迄親類名前を以申立被遣承知致候。下枝甚難得其意事ニ候間、大川六郎右衛門殿え直々罷越内談之上、巖ニ大友家え被仰渡候積ニ有之候。重て勞煩等下枝申聞候ハ、又々可被申遣候。急度申立柄も有之事ニ候。小川文四郎殿えも内談之上右書載指出置候。

一 焼死人残候ハ、如何可致哉之儀、御伺書も小川文四郎殿え指出候。

一 献上御守札之儀、段々取次役中え承り候所、忌中と申遠慮中ニ候得は、献上ニ及申聞敷哉之咄合も有之候得共、居て之事ニも無之候故、追て居り形可申遣候。尤大友建吉寺社方ニて催促御

取合被成候との事ニ有之候。依て弥献上ニ相成義ニ居候ハ、其節は可然様大川氏・小川氏よりも大友建吉え頼具候様内談致置候。

一 佐々木主税遠慮申立并其許より之書状共、大友建吉え同姓丹治を以入念口上相添差遣候。

一 亡母葬祭并叔父其外家内之者共取片付形御伺書被遣候得共、伺迄ニも不及儀と大川六郎右衛門殿内談之上右伺書返し遣候間、左ニ御心得可被成候。尤差入中之儀故、夜中穩便ニ執計い可申候。家内焼死之者も御検使相済候ハ、夜中葬式右同断。但、行列等不相成候故、左ニ御心得可被成候。

正月九日昼四ツ時

平野数馬

守屋左源司様

同十一日

一 早朝楠直吉并主税家来共相認、高久健蔵え差遣候所、出火之始末柄段々取札ニ付、具サ縷々申上候由ニ候。

一 昼頃高久健蔵より親類并佐々木主税催促ニ付罷出候所、焼死致候者共之親族より死骸耽と相分り候分引取度も有之候間、只今此方より御足輕兩人遣候間、親類立会可致被申含候ニ付、則親類共始家来指添帳面引合相渡候。

一 高久健蔵え親類共罷出候砌被申含候は、焼失致候金銭・鍔・刀何品ニても死骸相除き、左源司殿勝手ニ引取不苦趣ニ有之候。

一 御検使高久健蔵之主税并甚之丞・市兵衛罷出、人足之儀を始品々内々取合ニ罷出候所、高久健蔵申聞ニは、御検使形ニて申含候義ニも無之候得共、怪我人取調早々被指出候様可被成趣ニ有之由ニ候。

一 昨十日久保田出足夜通しニて飛脚貞吉早朝当着致候ニ付、実兄数馬より之書状并大友建吉より書状、且ツ佐々木主税え大友より之書状共要文左之通。

一 此間之諸伺御届等之儀、今十日朝小川文四郎殿宅え同姓丹治遣

承り候所、焼死人大略取調申上候分御承知と被仰渡候間、左二御心得可被成候。

一 焼死人之親類罷出不分明ニ付、死骸引受兼候儀申出之者有之節は如何致候て可宜哉、御伺之儀は御檢使相濟候上、弥も右様之儀有之候ハ、左源司方にて可取片付段被仰渡候。併身寄之者追々参り、耽と親族之儀不相分共引請度趣申出二候ハ、相渡可申段被仰渡候間、左二御心得可被成候。

但シ死骸引受候者無之節は、左源司可取片付被仰渡候通二候得共、迷惑ニも可有之候故、不相分諸村百姓共左源司と能々相談申会可取片付趣共被仰渡候故、程能御執計可被成候。

一大友下枝事兼て寺社方より申渡置候得共、此度左源司親類共より格段之願ニ付、嚴重ニ大友え被仰渡候趣被仰渡候故、是又御心得可被成候。

一 御守札献上之儀先頃も申遣候筈、寺社方取次役より大友建吉え相頼置候所、委曲承知之趣ニ有之由、文四郎殿より今朝申来候。一 御紋附御幕外御品共、弥勒堂ニ有之焼失不仕候ニ付、其刻取急き疎漏之御届申至候段、遠慮相加ひ御届之趣御承知と被仰渡候間、御心得可被成候。

一 佐々木主税より遠慮申立之儀は大友建吉より可申達哉ニ被考候。乍去手許ニても取合追々可申遣候。決て今日方相知れ可申候。亦大友より早く主税え申達候も難計存候。

一 我等事も当十三日より親類用事御暇今日申立候間、同日此表出立ニ可相成哉。若シ間ニ合兼候得は十四日出立、其方迄罷越可申候間、其節万々可申述候。当時指当り不自^シ油^シ之品も有之候ハ、可被申遣候云々。

正月十日四ツ時

左源司様

数馬

一 筆致啓上候。然は八日付御飛脚昨日相達忝致拜見候所、御居宅御焼失ニ付、御思慮被仰立之通遠慮被仰付候旨為御知之趣

承知仕候。扱八日未明 御神事御名代を以御勤行被成候得共、献上之御守札御在所にて御認被成候様無之、依て此表にて奉書相調認呉候様御頼之趣委曲承知仕候。献上形之儀小川氏え昨日参り取合候へ共、早速何れ之指図も無之、今朝も参り承候得共耽と致不申候間、差図次第執計可申候故、御休意被成下度候。御守護御巻修え之朱判之儀、彫刻師え未夕不申付趣貞吉申事二候間、御沙汰次第小生所持之朱判にて此度は臨時為間ニ合候外有御座間敷候。此段左二御承知被下度奉願候。

且又佐々木主税より思慮申立之通、遠慮被仰付候故、同人え直々申渡候間此段御伝申上候。此表相応之御用も御座候ハ、少も無御心置被仰下度候。此度御出火ニ付、御恐惑之趣、段々被仰下無御余義次第御当惑之程遠察、御笑止千万可申上様無御座儀ニ奉存候。併余りニ御苦心被成、此上御病ニても被成候様之事にては以外と御案事申上候。折角御加護被成置候様仕度奉祈念候。右御報旁申上度一と先御飛脚ニ相托早々奉略候。頓首

正月十日

大友拜

守屋様

尚々御被申遣ニ落手仕置候。以上

一 筆申達候。然は当三日より八日迄 御神事之所、守屋左源司不淨ニ付別宅ニ引移り、本宅留守居取締其許被申付罷有候所、参詣之者蠟燭之火より梵天え移り、守屋居宅無残焼失致候ニ付、不念之至重畳恐入候趣を以、此度思慮申立之通遠慮被仰付候間、其旨可被相心得候。右可申達早々如斯二候。以上

正月十日

大友建吉

佐々木主税殿

一 横手給人鈴木惣左衛門親類之由にて浅利源吾罷越、御面談致度趣ニ候得共、手許差入中故御面談ニ及兼候。仍て親類え御示談可給趣申断小柳主税を以右源吾宿五右衛門所え差遣候所、鈴木惣左衛門下人

焼死致候哉、罷帰不申候二付、支配之方え御届申上候趣を以申断二有之候故、演舌一と通二て不相成候間、書附二て被仰越度趣再談二及候所、別紙之通申聞二候。且只今迄何之御断も不被成其向御届被成候程之儀二候ハ、此方名前等御書加ひ被成候て、一円御沙汰不被成義は如何二候哉為懸合候所、実は郡方支配之者二致度品々郡方え取尽見候得共、左様二不相成候二付表方支配え申届候段源吾申聞二有之候。

覚

私下人十内三男三藏義、当三日保呂羽山五日堂え参候逆同所神主守屋左源司宅え罷越候所、同居宅同晩焼失、道者数百人焼死之趣承及四日態人五人指遣吟味致候得共、焼死之者数百人打重り焼爛候得は、死躰可見分ケ様も無之罷帰候。乍去当人義子今帰宅無之候得は、決て焼死致候二可有之。依之右形御届申上候。右之趣宜様被仰上被下度奉存候。以上

正月六日

小鷹狩源太組下横手給人

鈴木惣左衛門

右之通御届申上候間、此段御断申上候。以上

正月十一日

鈴木惣左衛門

守屋左源司様

右之通横手給人より申聞二候故、則親類楠彦一郎名前を以、横折書附添、高久健藏え差出候所、端書二て不宜候間、焼死人取調帳え高久立助同様之筆立二準認相加ひ差出候様差図二候故、久保田表え別段二致御届申上候所、不都合二相成候段申談候へ共、結局不苦候趣二付、先二差出候帳面え書加ひ差出候。

一今夜中母葬祭相管候得共、指入中手許葬送え罷出不申候。親類并未家之百姓共家来始指出候。尤行列等相止申候。導師高橋日向相勤申候。

右入棺并棺其外机品々拵候分は、別記委敷記載致置候。斯成変事二付、乍心外何義も差略致申候。乍去御棺之義は先規之通相拵申

候。暮六ツ頃出棺二相成申候。畢て叔父良助婦夫娘共死骸、屋敷より引取入棺為致候。

一今夜中久保田え飛脚下人金藏并久府御役屋守第助罷帰候序相兼、兩人夜通二て実家え相向ケ、夜九ツ頃出立為致遣候二付、用向件々々之通。

一昨日高久健藏御檢使相濟候段、并御檢使え差出候書取焼失品書上、且焼死人取調帳共御届申立候。右書取品々之分八十日御檢使え指出候通り二候間、此所え相略置候。

一御檢使引移りより段々今十一日迄之取運形、委曲別紙之通書取りヲ以御届申上候。

一横手給人鈴木惣左衛門より下人焼死之趣申断二付、其段共御届別紙之通申上候。

一当四日不淨留之表札甚之丞え預置候趣、此度別紙之通御伺申上候。

一社人焼死二付、斎藤伊豆并嘉藤弥門俗親類共より御届書直々組頭え差出候姿を以、組頭添書等相認、此度飛脚を以別紙之通指遣候。尤草稿を以組頭え差遣候様、斎藤伊豆え申合遣候。

覚

私親類守屋左源司居宅焼失以来御檢使相濟候迄之取運形、左源司遠慮罷有候二付、件々私より御届ケ申上候。以上

正月

平野数馬

一左源司居宅焼失致鎮火之刻より昼夜拾人余、左源司より番人嚴敷附置候由二御座候。雇人足行届不申分は村方より人足借受、相弁罷有候由二御座候。

一高久健藏当八日晚方八沢木村え引移り、翌九日佐々木主税・斎藤伊予兩名二て書面を以御用有之候間、宿元迄可罷出御用状二付、主税より挨拶二及候は、伊予義は焼死致候由二御座候。私義は出火二付不行届之儀有之、遠慮申立罷有、未夕御沙汰無之候得共、遠慮申立中罷上候ても宜可有之哉之儀、同人より候候

所不苦候間、罷出候様健蔵より今日書面二付、罷出候由二御座候。

一高久健蔵より主税え被申含候は、拙者儀此度焼失跡御檢使被仰付罷越候。仍て焼失致候家之間數并 御判物・宝物・御神器・家財諸道具共可書出、且焼死之者人別取調早々可指出趣二付、別紙之通り左源司より差出候由二御座候。

一高久健蔵え左源司より親類を以内々伺候は、此度御檢使被相勤候砌、雪除ケ其外死骸御吟味等二付、入用人足等之儀、実は左源司家内之者計二も無之、御百姓共數多焼死も御座候へは、自分人を以相弁可申哉。又は郡方より村方え被仰付人足等被指出候もの哉之儀伺候所、左源司自分人足を以可指出趣二付、三拾七人左源司より指出候由二御座候。尤自分頼合行届兼候分は村方え頼入、人足借受相弁候由二御座候。

一高久健蔵御檢使見分相濟引取候砌、親類共え被申含候は、死骸并刀・鎧類其外金錢とも、未夕引取候事不相成候間、是迄之通嚴敷昼夜番人付置候様申聞二有之由。且親類并家来共委曲相心得候ハ、同道宿元迄今晚罷出候様被申含候二付罷出候所、途中迄高久より申越候は、今晚より同役橋本常吉廻在にて御用有之候故、明朝罷出候様二と有之候。

一十一日朝親類并家来罷出候所、出火之始末柄委曲取尋二有之候二付、具サ申上候。

一同昼高久健蔵より親類并佐々木主税催促二付遣候所、焼死致候者共親族より死骸耽と相分り候分、引取度願も有之候間、只今御足輕式人遣候間親類立会可致被申含候二付、死骸取調帳面引合相渡候。

一於同席二同人より被申含候は、焼失金錢・刀・鎧何品二ても死骸相除き、勝手二引取不苦趣被申含候。

右之通十一日迄之取運如斯二御座候間、私より一と通り御耳立申上置候。以上

正月十一日 平野數馬 覺

私親類守屋左源司当三日より八日迄御祭事二付、旧例之通り弥勒堂御社内通路口上下え不淨留之表札立置候所、此度同居宅焼失仕四日鎮火二及候とハ乍申、混乱中門前長百姓甚之丞と申者え、右表札追て吟味之次第有之哉も難計候間、其元え預ケ置候趣被申付預り置候段申出二付、何々御役人二有之哉と取尋候所、混乱中不慥二御座候得共、指引役大越藏人手附御小人と心得候。乍去亦横手給人石井藏之助と申ものも有之由二御座候得は、居て不被申上趣、右甚之丞申聞二御座候。然は右表札如何仕候て宜可有御座候哉、左源司遠慮仕罷有候二付、私より御伺申上候。以上

正月 平野數馬

覺

私親類守屋左源司居宅焼失二付、焼死之者も數多有之趣は、御届申上候通り二御座候。依て当日御檢使高久健蔵見分被致相濟候所、翌十一日横手給人鈴木惣左衛門より其向え御届申上候由にて、別紙書付惣左衛門親類浅利源吾を以左源司迄、申断之趣二有之由二御座候。依之左源司遠慮罷有候二付、私より御届申上候。以上

正月 平野數馬

右横手給人鈴木惣左衛門より申聞候。其向え御届ケ申上候書付、前条認置候通写取指添遣候。依て此所え記載、不致略置候。

口上

私嫡子伊予義、当三日より八日迄 保呂羽山 御祭事二御座候所、守屋左源司殿不淨有之二付 御神事名代并万端取締留主居とも被相頼罷出候所、三日夜 御神事相勤候後出火にて横死仕候。畢竟不行届之段、重畳恐入奉存候。依之遠慮仕御届申上候。右之趣被仰上被下度奉存候。以上

正月

神宮寺村 斎藤伊豆印

三浦正親殿

覚

私嫡子伊予義、此度守屋左源司殿宅にて横死仕候二付、御檢使之儀は左源司殿より被仰立候由ニ御座候。依之死骸取片付形之儀、如何仕候て宜可有御座候哉、此段御伺申上候。以上

正月

神宮寺村 斎藤伊豆印

三浦正親殿

覚

私共親類嘉藤門弥事当三日 保呂羽山參詣ニ罷出、守屋左源司様宅え同日晚止宿罷有候所、出火ニ付焼死仕候。御檢使様之儀は守屋様より被申立見分相濟候。此段私共より御届奉申上候。以上

正月

南檜岡村加藤門弥親類 喜之助印
久五郎印

三浦正親殿

口上

私組下斎藤伊豆・嘉藤門弥俗親類共より別紙之通申出候。然は門弥俗親類共より御届一ト通ニて御檢使相濟候上、死骸取片付形御伺之義も無之候間、如何差図仕候て宜可有御座候哉。何分右旁御取扱早々御沙汰被仰付被成下度奉願候。右之趣宜様被仰上被下度奉存候。以上

正月

三浦正親

大友建吉殿

書添を以申上候。守屋様御指入中之由故、御名前相除き申候間、若シ悪敷御座候ハ、乍憚御認被成下度奉願候。以上

正月十一日

正親拝

建吉様

右は斎藤伊豆より思慮申立并御伺書、且嘉藤門弥俗親類共より御

届并組頭添書共大友建吉え差出候分、直々此方にて認、実家え向、夫より大友え指出候様ニ差図遣候。右草稿組頭え伊豆を以指遣候。右御沙汰形も実兄承り、直々此方え申越候様ニ相托シ申遣候。

同十二日

一高久健蔵より佐々木主税え、御用状を以左之通り。

御用有之候間、只今之内早々御越可被成候。以上

正月十二日

高久健蔵

佐々木主税殿

一右之通申越候ニ付主税指遣候所、怪我人早々取調可差出被申含候由、同人罷帰申聞ニ候。且ツ右取調形ニ付御足輕者人差遣候間、全立会と申筋も無之候得共、不都合無之様取調可差出趣ニ候得共、御檢使形も無之趣、根元申聞ニ有之候得は、郡方より頼合之筋ニ可有之哉、其程相分兼候ニ付、居形承候ニ親類を以左之通手控ニて取合候。

此間私共え被仰含候は、全御檢使形を以申渡候筋ニ無之候得共、怪我人取調可差出趣ニ心得罷有候。然は御檢使形ニ無之との被仰合ニ候得は、郡方形ニて被仰含之筋ニ可有之哉、御取合申

上候趣書取を以申談候所、根元左様ニ申談候も難計候得共、御檢使形ニて申含候事ニ候故、早々取調可被差出由ニ有之候。

一右之通高久健蔵より申聞ニ付、政蔵え申含早々取調為致候。尤焼死之者親族共諸村より相詰罷有候故、当人共より承合取調致候得共、多分其刻銘々勝手ニ引取り帰村致候故、精細吟味も不相成候得共、大略取調指出候処、別帳ニては不相成候故、焼死人別帳尻え取纏可差出趣指図ニ付、其通ニ致指出候。

右は大略怪我人三拾何人と申ものニ有之候。委曲別帳有之候得共、是亦不吉之帳面故記録不致候。寺社方えも追々右帳面認御届指出置候。実兄数馬え相托指出候。

一焼失跡昼夜番人手許手配行届不申ニ付、親類名前を以高久健蔵え郡方形ニて願申入候書取左之通。

演舌

私親類守屋左源司此度焼失二付、重器之品も有之、且多人數横死之者も有之、其段御訴御検使願申立、鎮火以來是迄も昼夜番人付置候。右人足之儀は、左源司自力のみにて行届不申二付、村方え頼入、日々人足加勢を得相弁罷有候。然は御検使相濟候ハ、焼死之者親族共、則死骸引取可申存候所、遠方之者も有之、在所え罷歸候ものも有之様相見得候。未タ不少尸も御座候所、番人不附置差置候義も不相成、此上村方え苦柄懸置候義、私二おゐても思慮不少儀ニ御座候得共、御見聞被成下候通り之始末にて、迎も左源司自分人のみにて行届可申様無御座候間、何卒村方より人足加勢給候様御内々御深慮御取扱被成下度奉願候。以上

正月

楠彦一郎

右之通親類を以高久健蔵え差出候所、至極御尤にて、改て御書載迄二も及不申、只今村方え申付候間、随分可為差出委曲承知致候由二有之候。尤村方えも右之段、直々高久より申合候所、畏入候由二有之候。

一同席二おゐて高久健蔵親類共え申聞候は、焼失跡死骸并諸品共、左源司殿御勝手ニ取片付候様被仰渡候間、左様相心得可申趣二有之候。依て御足輕も差遣不申候。尤焼死之者二も脇指其外二も諸品焼品ニて有之分、追々慥ニ相分候分願申出有之候ハ、請留にて御取り御渡シ被成候様致趣共被申合候由二有之候。

一右之通り此方え勝手ニ取片付候様被申候二付、親類共并家来共指添、諸村焼死之親族共え相分り候分引渡申候。

一同晩暮六ッ頃、叔父并同人妻娘共葬送相營候。導師高橋日向相勤申候。家来始末家之百姓とも其外よりも手伝有之、葬送首尾能相營候。尤行列等相止申候。

右は委曲相認置申度候得共、悲歎之余り不堪執筆二候間、大旨記載致置候。

同十三日

一御検使高久健蔵より親類共催促罷出候所、焼失品書上帳之内、焼品ニて有無之訳并 御神器之内 御奉納品何々々々と申儀書分ケ認可差出旨被申合候由二候故、則焼品ニて有之分但シ書二致認候。御奉納品之儀は、根元書上ケ候通り之外ハ 御神器と有之共、全 上より御奉納之訳ニ無之候段親類を以申上候所、承知二有之候。一焼死之者相分り兼候分引請兼候二付、各申会之上、当所曹溪寺え相頼供養致申度、尤村方より空地申請取纏相葬候て罷歸り度趣、別紙書付を以願出二有之候。左之通

口上

私共身中之者共焼死仕候二付、精々吟味仕候へ共、白骨二相成候故分明不仕候。依之当所地形之内空地拝領仕葬候て曹溪寺様え御供養願申上度奉存候。後日如何様之儀有之候共、御迷惑不奉掛候。依て私共連印仕奉願上候。右之趣宜様御取扱被仰上被下度奉存候。以上

嘉永六年丑正月

何郡何村 某

右は横帳え焼死之者親族共名前相認請取置候。別記有之候得共、記録貯置不申候。追々御届申上置候。

一右之通願出二付、甚之丞を以村方え空地吟味指図之儀、作兵衛方迄申入候所、篤と相談之上御挨拶可申上趣にて、追々作兵衛執計いを以寺之閑居屋敷借受候て同所え葬候事ニ相決候段、十五日作兵衛より申聞二候。依て十七日惣々取片付、右閑居屋敷え葬候事ニ相決候。其段親族共え申伝候。殊ニ其節焼失跡より閑居屋敷迄取運方人足之儀は、自分人にて行届不申二付、親族共より熟談之上壱人宛手伝呉候様申入候所、何れも至極尤ニ承知有之候。乍去銘々出張取片付致兼候ものも有之、且遠方之者も有之二付、当人共宿々え相頼、当所より人足相頼度願二付尤之儀ニ候故、其段村方え申入候て三拾人手配致候。右人足代、銘々より出銭、宿々え頼置候由にて相払候趣相聞得候。

聞得候。

同十四日

一 御檢使高久健藏并橋本常吉出立致候由、郷人共罷出申聞二候。
一 実兄平野数馬、昨十三日久保田出立。刈和野泊りにて薄暮当着致候。
此方より飛脚二遣候下人并寺社方小役人作右衛門由緒有之ニ付、此
度見舞ニ罷出候。実兄久府向御用筋品々申伝件々左之通二候。

一 御守札献上之儀、未夕暎と相知れ不申候得共、委曲取次役衆よ
り大友建吉え頼呉候間、弥献上ニ相成候得は、建吉方にて手配
致候積ニ有之趣申伝二候。

一 神宮寺村齋藤伊豆より遠慮相加ひ御届之儀、被御聞届遠慮ニ不
及段被仰渡候趣承り候由申伝二候。

右之段、伊豆十七日ニ罷出候故申伝、尤組頭、えも其段申届置
候様申合遣候。

一 不淨留之表札御伺之儀、幸大友建吉も罷出候故承り合候所、右
表札自分ニ拵候もの故、外ニ差支も無之由。殊ニ寺社方にてても、
先ツ夫形ニ差置、別ニ拵候ても可然、不入世話致候ものも有之
杯と咄合のみにて、外ニ別段差図も無之趣申伝二候。

一 御檢使引移以来并焼失此かた、段々取運形委曲書取を以御耳立
申上候義、大川六郎右衛門殿え指出候所、頭中、え可申立趣ニ有
之段申伝二候。

一 嘉藤門弥俗親類共より御届之儀は、外ニ御沙汰も不承候得共、
社家之分は大友建吉取扱候故、表方同人え御沙汰ニ可相成趣申
伝二候。

同十五日

一 寺之閑居屋敷え焼死不分明之分取片付方手配形ニ付、品々郷方え申
入相談相極候。

同十七日

一 諸村より焼死人之親族共罷出候て、兼て申入候村方より之人足、寄

郷よりも相詰、都合三拾人計り参り、家来并甚之丞・政藏立会、惣々
閑居屋敷え取運相葬候ニ付、曹溪寺和尚出張経文誦誦供養致候由ニ
候。此方より為供養之布施として米壹俵曹溪寺え送申候。

一 右親族共当四日より相詰御檢使相濟候迄、長々迷惑之者も有之由相
聞得候ニ付、為施行之宿々毎人数取調、忝人ニ付白米五合宛手当
致候。今十七日迄にて惣々取調候所、玄米并白米共都合式拾五六
俵呉置候。依て諸村親族共此方え一礼申述、孰れも引取罷帰候。

右は雇人其外出入之者にて極窮之ものえは、玄米壹斗五升宛手
当致候。委曲別記有之候得共略置候。閑居屋敷え相葬候帳面も
有之候得共、不吉之事故記録不致候。尤追々右等之事共取纏寺
社方え御届可申上置候。

同十八日

一 実兄平野数馬并作右衛門出立罷帰候。大森より角間川通致候。右ニ
付、帰府之上御届并申立共品々左之通相托遣候。

覚

私親類守屋左源司守護社弥勒堂御宮殿え参詣之もの多人数入
込、通夜参籠仕候ニ付、土足之俣等にて入候ものも有之、兎角
御畳猥ニ切損候ニ付、例年宅元え仕舞置候。保呂羽山之儀は、
籠所え御畳仕舞置候へ共、弥勒堂之儀は外ニ籠所ととも無之ニ
付、宅元え仕舞差置候所、無残焼失仕候。早速御届可申上之所、
狼狽中其刻不申上候段旁重畳恐入奉存候ニ付、当人遠慮相加ひ
可申上之所、此節遠慮仕罷有候間、私より御届申上候。以上

正月

平野数馬

口上

私親類守屋左源司守護社弥勒堂御宮殿え御奉納御灯笼式ツ并御
畳無残、且当人支配之保呂羽山御神輿・御飾道具無残委曲御届
申上候通焼失仕候ニ付、当四月八日 御神幸御指支ニ罷成候間、
其向見分之上、近々御拵被成下度奉願候。依て御神輿・御道具

并御疊共別紙之通ニ御座候。右之趣左源司遠慮罷有候ニ付、私より申上候。右之趣宜様被仰上被下度奉存候。以上

正月

平野数馬

覚

保呂羽山御神輿御飾御道具左之通

一花纒 四枚

但シ玉環珞下り四隅え付

一鏡 拾六枚

但シ四枚下りニて四下り

一玉鈴 拾六

但シ九寸廻位ニて四ツ宛四所え下り

一麻細引 貳本

但、白黒赤と三ツ繰繩ニ成る。各壹反宛都合三反

一絹太打緒 四尋位

但、八ツ打色赤ニて花纒并鏡繫入用分。

右品々、杉箱四段組え入候て七嶋色細引添、御雑用所より御

渡請取候事ニ御座候。

右之通親類守屋左源司え取合候所、如斯ニ御座候得共、当人手控も無之心覚之趣故、天保年中新規御拵御渡相成候様ニ覚候由ニ御座候間、御役所御吟味被成下度奉願候。依て左源司遠慮罷有候ニ付、私より申上候。以上

正月

平野数馬

覚

弥勒堂御宮殿御疊焼失仕候ニ付、員数左之通。

一長九尺ニて 八畳

但シ壺疊炉切ル

一長六尺ニて 十四畳

右は近江表ニて、縁染布ニ御座候。其向御引合御吟味被成下度奉願候。親類守屋左源司遠慮罷有候ニ付、私より申上候。以上

正月

平野数馬

右は実兄数馬歸りニ相托遣候ニハ、右員数品書添不申候て一通申立候所、追々歸府之上申立候所、御疊員数書載ニ無之候ニ付、取合ニ候得共、居て不被申上候故、左源司え取合可申上。尚御神輿・御飾道具并 御奉納品何々〳〵と申義、御雑用所より数馬え御取合ニ有之候得共、是亦不案内ニ付、取合申来候ニ付、前条之通認飛脚を以追々指遣候。委曲は次之箇条ニ記載致置候。

同廿三日

一平野数馬より廿一日出し賃銭書状相達、御用筋件々左之通申来候。

一十八日其表出立、角間川駅ニて一宿。翌十九日花立ニて一宿。

昨廿日同所出立、夜中九ツ頃帰宅致候所、昨日寺社方より早々

催促ニ有之候故、川又此面相頼差出候所、別紙覚書之通被仰渡

候間、早々御吟味御答書御認飛脚を以可差遣申来候。

一先頃差出候御届書、昨廿日被御聞届候段、同姓丹治承之由ニ申

来候。

一此度帰宅之節預持參致候焼失品書上帳、其外怪我人取調帳共、

大川六郎右衛門殿手内え指出置候趣申来候。

覚

一御祭事之節、忌服等ニても參詣之ものえ居宅貸置候先例有無之事、可書出候。

一御神領高 御判紙写可書出候。

右式ヶ条被仰渡候間、其元方ニて先例不足にも有之候ハ、大友家之先例ニても苦間敷候故早々可書出、且御判紙写等も有之間敷存候得共、委曲今廿一日大川六郎右衛門殿え罷越内談ニ及候所、一卜通其許え申達、有無御答申上候様可然内々指図ニ付、其段申達候趣申来候。尚右忌服中參詣之ものえ宅貸置候儀は、此度大友家え御尋被成置候由ニ候得共、未夕御答不申立候趣、六郎右衛門殿内話ニ有之候。

同廿四日

一久保田え飛脚初五郎・源七兩人を以、実兄数馬え相向、此度御尋被仰渡候御ケ条ニ向、委曲御答別紙之通申立遣候左之通。

覚

私親類守屋左源司、御祭事之節忌服等二ても参詣之ものえ居宅貸置候先例有無之事并 御神領高 御判紙写共可書出被仰渡候二付、当人え取合申候処、左之通り申聞ニ御座候。

忌服等惣て不浄有之、別宅え引取候家格仕形之儀は、年中家例と申候伝書ニ委曲有之申候。然は右之通家格仕形ニて正月御祭事之儀は、別て御規式数々有之。御供物を始、名代之者行事等も有之申候。尤正月 御祭事二も不限、十一月御大祭居宅於神前ニ 三国社奉歡請御神樂勤行之御連も、不浄之御は居宅を避ケ、別宅え引取、右御神事等も居宅ニて當候二付、参詣之もの多少ニ不限止宿参籠先規仕形ニ御座候。其外御神事之御二も参詣有無ニ不限、不浄有之節は、別宅罷有候事ニ御座候て全居宅参詣之者え貸置候筋ニ無御座候。

一親守太夫病死ニ付、忌服中御重祭并御大祭之御は、屋敷内小屋え仮住居仕、聊清火之面々え相混不申、参詣之もの居宅え止宿参籠罷有申候。祖父飛驒守病死ニ付、守太夫忌服中も右同断之事ニ有之申候。定式之事故、何ツとても同様之事ニ御座候。

一大友家ニても不浄有之御は、屋敷内長屋と号小屋之内え引取居候事ハ、先前より之仕形と承知罷有申候。近来右小屋零落致候ニ付、去亥年五百枝病死致候ニ付、建吉忌服中御祭事之御、門前清兵衛と申ものえ引取候由。子正月御祭事之御も右同人方え引取、別宅罷有参詣之者居宅え止宿参籠罷有候事ニ御座候て、何れ兩家とも同断之事ニ有之申候。

一御判紙写之儀は焼失仕候て、居て不被申上候。守太夫代并

近来分限書上ケ被仰付候御、御青印之俣写取書上ケ置申候間、御吟味被成下度奉願候。

右之趣左源司遠慮罷有候ニ付、私より申上候。以上

同廿七日

一久保田より飛脚初五郎・源七兩人、昨廿六日夕出立、夜通ニて早朝当着致候。依て実兄数馬より内状要文件々左之通。

一廿六日御雜用所より催促ニ付、同処え出勤致候所、守屋家之御神器無残焼失と有之、役所え御拵被仰付候得共、何々とと申品分も無之ニ付、御評定所え同所より伺候所、数馬え取合候様被仰付候趣ニて催促ニ預候得共、手許事も不案内故、其方迄取合覚書ニて取寄、寺社方え可指出旨挨拶ニ及候間、早々取調認可差遣趣申来候。

右は品分ケ書上前件ニ認置候故、此所え略置候。

一小川文四郎殿より催促ニ付、同姓丹治遣候所、弥勒堂御疊無残焼失と有之候得共、疊数無之ニ付、何疊と申儀可書出被申合候間、是亦早々取調可指遣趣申来候。

右は疊数認遣候得共、前条ニ認置候間、此所え略置候。

一兼て縁談相極置候養子孝吉事、此間大山鉄之助親類大越頼母え罷越候所、折角始末致式三月頃ニも内々引越候様之手配と相見得候趣申来候。

一岩尾事先頃も一寸咄候通、無抛次第有之、健忘煩之病名を以御役御訟訴申立候所、定式之通御役御免ニ相成候。乍去却て追々幸之儀も可有之候故、氣之毒思ひ申間敷趣申来候云々。

正月廿六日夕八ツ時 平野数馬

守屋左源司様

同廿八日

一前件ニ有之御尋御ケ条、実兄より申伝之趣少々趣意違之儀有之、認

直し指出候趣申来候ニ付、不得止義ニ付、急段飛脚下人金蔵を以夜通しニて指遣候。委曲御答形之儀は前件ニ認置候故、此所え略置候。且養子孝吉一条之事とも委曲縷々数馬迄申遣候。

候段共申遣候云々。

同晦日

一久保田より飛脚下人金蔵夜通ニて早朝当着致候付、実兄数馬より内状要文件々左之通申来候。

一御雑用所より取合之御神器品数書上ケ委曲承知致候。其向え則可申立。尚取落品も有之候ハ、追々可申立。不念ニ不相成様、向々え内談致候趣申来候。

一御神器品書え御灯笼式ツ之分書加ひ無之、口上申立え認候故、可然趣申越候得共、若別帳品書え書加ひ不申候得は不相成と其向申聞も有之候得は、其節認直シ可指出候故、其段相心得可申趣とも申来候。

一弥勒堂御畳申立、直々大川氏え持参。同人手内え差出候趣申来候。

一養子孝吉事、縷々被申越委曲承知。則阿曾村源蔵え内談致、三月初メニも引越候様手配罷有候様相談致置候趣申来候。

一 大友建吉此節諸方讒訴致、東家えも夫れく申入、彼是邪摩（マ）を入候趣相聞得、甚不濟事ニ付、其向え委曲申上置候趣申来候。

一 死骸引渡焼品、荷人え相返候分共御届ケ不致候得は相成間敷哉之儀、大川氏え内談ニ及見候所、追々ニて不遲事ニ有之候趣、間ニ合候分ハ何んでも御届申上候て不苦趣ニ候間、来月中旬後ニて緩々取調申上候様可然趣申来候云々。

正月廿九日四ツ時

数馬

左源司様

一旧冬より別宅良助宅え引移居候得共、手狭と申、且内通り訳柄有之ニ付、廿五日より主税宅え引移居候。追々御指揮相極候上は、別段相談形も有之事ニ候得共、当時仮住居罷有候。此度道中無恙当着致